

平成20年第2回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成20年6月16日 午前10時開議

1. 出席議員

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 能登百合子君 | 8番 | 佐々木喜章君 |
| 2番 | 高木博文君 | 9番 | 今井利和君 |
| 3番 | 西村重之君 | 10番 | 五十嵐辰雄君 |
| 4番 | 白旗修君 | 11番 | 会田瑞穂君 |
| 5番 | 守谷貞明君 | 12番 | 飯田勲君 |
| 6番 | 高橋一男君 | 13番 | 若泉昌寿君 |
| 7番 | 中野敬江司君 | 14番 | 岩佐康三君 |

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

| | |
|-----------|-------|
| 町長 | 井原正光君 |
| 総務課長 | 福田茂君 |
| 企画財政課長 | 秋山幸男君 |
| 広域行政推進室長 | 木村克美君 |
| 税務課長 | 矢口功君 |
| 町民生活課長 | 高野光司君 |
| 健康福祉課長 | 師岡昌巳君 |
| 経済課長 | 石井博美君 |
| 都市建設課長 | 飯田修君 |
| 会計課長 | 蓮沼均君 |
| 教育長 | 伊藤孝生君 |
| 教育委員会事務局長 | 鬼沢俊一君 |
| 水道課長 | 飯塚正夫君 |

1. 職務のため出席した者の氏名

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 吉浜昇一 |
| 書記 | 蛭原一博 |
| 書記 | 坂本隆雄 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成20年6月16日（月曜日）

午前10時開議

- 日程第1 請願第5号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願
- 日程第2 請願第6号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願
- 日程第3 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

追加日程第1 守谷議員に対する問責決議可決のその後を問うの件

- 日程第1 請願第5号
 - 日程第2 請願第6号
 - 日程第3 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
 - 日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
-

午前10時00分開議

○議長（岩佐康三君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐康三君） 8番佐々木喜章君。

○8番（佐々木喜章君） 8番佐々木喜章でございます。守谷議員に対する問責決議可決、その後を問いたい。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐康三君） 暫時休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前10時03分開議

○議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま8番佐々木喜章君から、守谷議員に対する問責決議可決のその後を問うの動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

お諮りいたします。

本動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐康三君） 賛成多数です。したがって、本動議を日程に追加し、直ちに追加日程第1として議題とすることに可決されました。

○議長（岩佐康三君） 追加日程第1、守谷議員に対する問責決議可決のその後を問うの件を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、守谷貞明君の退席を求めます。

〔5番守谷貞明君退場〕

○議長（岩佐康三君） 提出案件の趣旨説明を求めます。

8番佐々木喜章君。

〔8番佐々木喜章君登壇〕

○8番（佐々木喜章君） 議会の最終日だということを理由に、本会議中に可決された問責決議を受けて守谷議員がどのように身を処するつもりなのかを問うものであります。

○議長（岩佐康三君） 暫時休憩いたします。

午前10時06分休憩

午前10時08分開議

○議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番佐々木喜章君の説明が終わりました。

守谷貞明君から、この会場に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

この申し出に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、守谷貞明君の申し出に同意することに決定いたしました。

守谷貞明君の入場を許します。

〔5番守谷貞明君入場〕

○議長（岩佐康三君） ただいまから守谷貞明君の発言を許します。

守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

○5番（守谷貞明君） おはようございます。

実は私、今、キツネにつままれているような心境で、一体何が起こったのだろうと、問責その後を問うという動議の中身そのもの、意味がわかりませんので、何なのだろうと思っていました。

で、隣の休憩所というか、ロビーというか、そこで佐々木議員のお話を聞いていたのですが、全部ははっきり聞き取れなくて途切れ途切れで、よく言っている意味がわからないのですが、私なりに解釈すると、問責決議がされた後、私が何をしていたか、どういうことを問うというのですか、よくわからないのですよ。

〔発言する者あり〕

○議長（岩佐康三君） 暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時18分開議

○議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

○2番（高木博文君） 議長、何についてなんですか。今のやつは守谷議員に問うというものであったわけで、守谷議員が答えたらそれで終了じゃないんですか。それについて我々他の議員も物申すのですか。

○議長（岩佐康三君） ですから守谷議員の問責決議可決のその後を問うということで、今、守谷議員から弁明がありましたけれども、その決議の可決のその後に対して賛成、守谷議員の今までのに賛成するのか、それではいかんと反対するのか、どちらかの討論をお願いしたいと思いますが。

まず、反対の方の発言を許します。

ありませんか。

次に、賛成の方の発言を許します。

高木博文君。

○2番（高木博文君） ちょっとその発言の前に質問ですけども、守谷議員の答弁に対して賛成の立場で発言をするということで、今の賛成という立場からやっているのですか。

○議長（岩佐康三君） ですから、動議で守谷議員に対する問責決議可決のその後を問うということで、8番の佐々木喜章議員の方から提出されておりますので、これに対して賛成か、反対ですね、討論。

○2番（高木博文君） 何聞いているかわかんない。

意味がわかんない。

○議長（岩佐康三君） なかったら、なかったで結構です。

それでは討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

○2番（高木博文君） 採決の中身がわかりません。

○議長（岩佐康三君） 暫時休憩します。

午前10時21分休憩

午前10時37分開議

○議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、これから採決することにご異議ありませんか。

○2番（高木博文君） 討論がございます。

○議長（岩佐康三君） 討論は先ほど打ち切りしましたので。

4番白旗議員、退席しますか。

○4番（白旗 修君） 私はその採決の意味がよくわかりませんので、採決には加わらないことにいたします。したがって退場いたします。終わったら教えてください。

〔4番白旗 修君退場〕

○議長（岩佐康三君） ただいま4番白旗 修君が退席いたしました。

それでは、守谷貞明君の退席を求めます。

〔5番守谷貞明君退場〕

○議長（岩佐康三君） それでは、守谷貞明議員に対する問責決議可決のその後を問うの件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、守谷議員に対する問責決議可決のその後を問うの件は原案のとおり可決されました。

それでは、守谷貞明君の入場を許します。

〔5番守谷貞明君入場〕

○議長（岩佐康三君） 白旗議員が入場されるまで暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時41分開議

○議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（岩佐康三君） 日程第1、請願第5号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願、及び日程第2、請願第6号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願の2件は、趣旨内容が同様と認められるため、一括議題とし、質疑、討論、採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、請願第5号及び請願第6号を一括議題といたします。

ここで、請願第5号及び第6号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願の2件について、総務常任委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長五十嵐辰雄君。

〔総務常任委員長五十嵐辰雄君登壇〕

○総務常任委員長（五十嵐辰雄君） それでは、ご報告いたします。

平成20年3月6日付総務常任委員会に付託された案件は、請願第5号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願書、請願第6号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願書、この2案件であります。この2案件とも同一内容です。したがって、一括して審査をいたしました。

慎重なる審査をいたし、採決の結果、請願第5号及び請願第6号は不採択と決しました。事務調査の内容については、会議規則第77条の規定によりご報告いたします。

それでは、閉会中の事務調査の経緯と結果について申し上げます。

さきに、これからの調査の進め方を決めるために、4月10日、総務委員協議会を開催いたしました。全員出席です。次のことを決定しました。

NRSが旧利根中跡地に進出することについて、町執行部の考え方を聴取するために、担当課長の委員会出席を求めること。NRSから提出されている場外馬券売り場関係書類の検討。地方競馬収益見通しの調査。以上のことを調査をすることになりました。

そして、4月18日、総務常任委員会を開催いたしました。全員出席です。町執行部から秋山企画財政課長の出席を求め、請願第5号、請願第6号を同時に審査いたしました。

審査の経緯を申し上げます。

秋山課長に説明を求めたことは、NRSから町執行部に場外馬券売り場をつくりたい旨、申し入れがあった経緯についてでございます。秋山課長の話では、最初に、昨年11月2日に場外馬券売り場を旧利根中跡地につくりたいとの申し入れがありました。ことしの2月に、具体的な計画書の提出を電話でお願いしました。そして、4月16日、NRSの社長及び和光興産の社長が来庁し、町長と懇談をいたしました。これが秋山企画財政課長の話でございます。

続いて、各委員の発言の要旨と秋山課長の説明の内容については次のとおりでございます。

井原町長が3月議会で答弁した内容でございますが、3月議会が終わったら住民説明会を開くと、このように述べております。利根町に進出するには、NRSとして積極的に町執行部に働きかけをする資料を作成し、いろいろと説明をするのが企業の営業行為であります。これが企業というものです。NRSが場外馬券売り場の進出が決まったならば、和光興産と称する企業が場外馬券売り場をつくり、その中にNRSが入って営業するようだ。和光興産と称する企業の実態の説明が不十分であると。

続いて、都市計画法で用途地域が定められております。旧利根中跡地の用途地域には、場外馬券売り場の建築許可が出ない、旧利根中跡地の高度利用を図るには、用途変更をしなければなりません。今現在、利根町としては茨城県と事前協議が始まり、4月14日にヒアリングをいたしました。この用途地域の変更手続が先決とのことでございます。そして、茨城県の指導では、用途地域の変更については、町の中の合意をきちんととってくださいと、これが茨城県の指導だそうでございます。

旧利根中跡地については、議会の意向はもちろんですが、それ以上に町執行部が積極的に取り組むことが大切です。3月議会での一般質問に対する執行部の答弁、並びに3期基本計画を策定するため地区懇談会を開催しました。その中で、町執行部は住民説明会を再三再四開くと述べております。そして、住民の意向を尊重し、行政当局は適切な判断をすること、基本的には町の執行部が説明会を開かなくてはなりません。行政として町の歳入をふやすには、積極的にやらなければなりません。

この総務常任委員会の中で、それではNRSとして実際に場外馬券売り場の事業を行っていて、しかも利根町の状況と同じところ、そういうところを現地調査することに決定いたしました。そして、本日は継続調査といたしました。

次に、4月22日全員協議会が開かれました。そのときNRSから提出があった場外馬券売り場の収支見通し、地方競馬の状況等の資料を検討いたしました。

そして、次に全員協議会の中では、5月12日、利根町と条件が非常に類似している高崎市の場外馬券売り場の視察をすることに決定いたしました。

そして全員協議会と総務常任委員会が合同で5月12日、群馬県高崎市にある日本レーシングサービス、このNRSとは日本レーシングサービスの頭文字でございます。そして、高崎市にある営業所を訪れまして、視察研究会を行いました。

この高崎市の場外馬券売り場は、高崎競馬場が廃止になったので、その施設の一部の賃貸を受け、地方競馬の場外馬券売り場を営業しているところでございます。

次に、6月2日、総務常任委員会を開催いたしました。全員出席であります。請願第5号、請願第6号を同時に審査をいたしました。審査の経過を申し上げます。

場外馬券売り場について、町民の理解を深めるために説明会と公開討論会を町内4カ所で開催した。主催したのは、議会の議員有志、区長会有志、町政刷新住民会議、利根町住民の会、この4団体による開催でございます。これを開催したことにより、場外馬券売り

場について町民の理解を深めました。本来は町当局がもっと早く住民説明会を開くべきですが、非常に残念でございました。そして、総務常任委員会の各委員の話を総合しますと、この4回の住民説明会と公開討論会とも、町執行部の町長初め各課長さんが公式に出席がなかったと、非常に残念でございました。これは執行部が住民の声を聞くと、そういういいチャンスでございます。

それから、各委員からの発言でございますが、NRS側から町当局に正式な資料の提出がない状況で、町が白紙の状態ですが、それで請願が出されたことに問題があると。また、総務常任委員会にも正式な資料がいまだに提出がない状況で総務常任委員会を開催したことに問題があると、こういう意見もありました。

続きまして、競馬産業全体が興隆はしておりません。むしろ衰退気味でございます。しかしながら、少なくとも一定期間、NRSが場外馬券売り場をつくった場合には、町財政に寄与することはあり得ると、そういう判断もあります。そして、土地及び建物の賃貸料が年間3,000万円、それから、売得金、これは売り上げでございますが、売り上げが年間に40億円と、それに対する0.5%から1%の範囲の収入が入ると。そして、賃貸物件でございまして、これは現状のまま貸し付けをすると、貸し付けしても町に対しては新たな財政負担がないという議論がありました。

そして、請願の趣旨でございまして、交通の渋滞、教育的な問題、生活環境の悪化等がありますが、馬券売り場の視察をしまして、問題点については予防的措置をとれば解決はかなうと、そういう意見もありました。

町の財政は危機的な状況で、住民に負担増をお願いするしかありません。今、利根町では集中改革プランの追加が出されました。歳入を凶る手段といたしまして、あらゆるものを見直しすると、これは結局値上げでございまして、歳入確保に努力しなければなりません。今、全国の自治体の9割近くが財政難でございまして、財政が破綻した夕張市の財政再建策の事例が本委員会では議論されました。利根町の財政悪化を防ぎ、行政体制を維持するには、歳入確保としてNRSが跡地に進出したい意思があるのだから、躊躇せず危惧されることは話し合いで解決を図るべきであると、そういう努力をすべきであるという意見もありました。

町長も住民説明会を3月議会が終了してからずっと行うと言いつつ行っていますが、地域住民に説明して、行政当局が適切な判断をすべきものでもあります。各委員から賛成、反対の議論が尽くされました。

ついで賛成、反対の討論を経て、慎重審議をいたしました。

調査は本日を含め総務常任委員会3回、そのうち1回は高崎市の場合外馬券売り場の現地調査、全員協議会1回、総務委員協議会1回であります。ここで、採決することを諮ったところ、全員採決することに異議なしの声であります。

採決の結果、請願第5号及び請願第6号は賛成少数により不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩佐康三君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

○13番（若泉昌寿君） 委員長に対して一言、質疑いたします。

長い間、審議ありがとうございました。そこで、今回は不採択になっておりますけれども、委員長はその中に加わっていないと思います。そこで、委員長としてのお考えを、もし差し支えなかったらお伺いしたい。

○議長（岩佐康三君） 総務常任委員長五十嵐辰雄君。

〔総務常任委員長五十嵐辰雄君登壇〕

○総務常任委員長（五十嵐辰雄君） ただいまの若泉議員の質疑でございますが、6月2日の総務常任委員会の採決でございますが、これは賛成少数で不採択ですが、きょうの本会議の請願の採択については、利根町の会議規則によりまして議会運営委員会で投票によると、そういう申し合わせがありましたので、そのために、ここで私が反対か、賛成か意思表示すべきものではないと、そのような認識をしております。

○議長（岩佐康三君） そのほか質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

次に、請願を採択することに対する討論を行います。

まず、採択することに反対の方の発言から許します。

4番白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

○4番（白旗 修君） おはようございます。私は、この請願に対する反対の立場で討論を行います。

私は3月議会まで、場外馬券売り場誘致の是非について判断する情報が不十分なまま判断ができないという理由で、本件の継続審議を主張してきました。

また、先日、町議会議員有志ほか3団体が主催した公開討論会でも、中立的な立場で場外馬券売り場の事業説明に徹してまいりました。

その間、この事案についての情報収集と分析も進み、全容を理解できるようになりました。その結果、自分の考えは誘致の方向にまとまりました。そこで、6月2日の総務常任委員会に続いて、場外馬券売り場誘致に反対の請願は不採択にすべきであるとの主張をしたいと思っております。

それでは本題に入りますが、私は次の4点を踏まえて請願不採択の理由を述べたいと思います。一つ、誘致反対請願書の内容について、2番目請願署名運動が行われた時期について、3番、請願署名を支持した誘致反対議員の財源論について、4番、住民説明会、討

論会に参加した住民の意見について、この4点から理由を述べたいと思います。

まず、請願書に述べられている反対の理由は大きく分けて二つ、細かく分けて五つになります。すなわち、大きく分けると生活環境の悪化ということと、町のイメージダウンということでもあります。

その中で生活環境の悪化というのは、治安、風紀が悪化する、交通渋滞が発生する、教育施設、医療施設に悪影響を及ぼす、子供の教育への悪影響がある、これが私が生活環境の悪化とくくっている内容でございます。

こういう問題点に対しましては、事業害者NRSの事業計画によれば、十分対策をとるとしております。私は、NRSが事業計画を誠実に履行すれば、生活環境の悪化は防止できると考えております。また、視察した二つの場外馬券売り場、オフトひたちなかとBAOO高崎のいずれにおいても問題は発生しておりません。特に、利根町と環境が似たBAOO高崎の関係者も、住民から苦情は余り受けていないということでありました。

私はNRSの示す対策をしっかり実行することによって、誘致反対の人々が指摘する生活環境の悪化の問題はほとんど発生しないと考えます。なお、個別問題のうち、教育施設、医療施設への悪影響があるという主張につきましては、私は何を指すのかよくわかりません。少なくとも利根町の立地環境では、この問題点指摘は論外だと私は考えます。

次に、誘致反対の人々の主張では、場外馬券売り場は町のイメージダウンになるといいます。確かにこのように考える人はかなり多いと思います。しかしイメージダウンと考える人は、現実を知らないか、無意識のうちに差別的な人間観を抱いている人ではないでしょうか。イメージダウンを主張する人は、ギャンブルは悪、ギャンブルをする人は一攫千金を夢見る怠け者、ときには社会秩序を乱す人、ギャンブル施設は迷惑施設という、これまでのワンパターンの社会通念をそのまま心に抱いているものと思います。しかし、ギャンブル、あるいは賭博は常に悪なのでしょうか。

現在日本で行われている競馬、競輪、競艇などは、すべて都道府県や市町村がといった地方自治体が主催者として運営しているレースであり、その収益は地方自治体の財源に充てられております。もっとも現在はちょっと採算面で地方自治体に還元されていないということがあります。こういうギャンブルが果たして悪と決めつけてよろしいのでしょうか。

また、ギャンブルをする人は一攫千金を夢見る怠け者、時には社会の秩序を乱す人という見方は、余りに単細胞的、画一的な考え方であり、さらに一方的に他人を差別的に見ていることにはならないでしょうか。

確かに賭博をする人の中にはそういう人もいるでしょうけれども、大多数の人は懐の範囲で勝ち負けを楽しんでいるだけではないでしょうか。誘致に反対している人でも宝くじを楽しんでいる人は多いと思います。宝くじも地方自治体が歳入確保のために発行しているある種の賭博であります。これを買う人も一攫千金を夢見る怠け者なのでしょうか。大多数の人はレジャーの一つとして楽しんでいるのではないのでしょうか。全体から見てご

少数の例外的、個人的な悪い事例を挙げて、あたかも頻繁に起きる問題のように言う方が、人々の判断を惑わす罪深い言動ではないでしょうか。

反対者が署名集めに用いた署名依頼の趣意書やチラシは、このような例外的事例があたかも多く発生するようなニュアンスで書かれております。署名の勧誘者は、そしてそのような説明で署名を促していたわけであります。

さらに、場外馬券売り場の存在が町の品格を落とすという主張も、公営ギャンブルに対する偏見から来るものであります。公営ギャンブルは、確かにギャンブルではありますが、現在では先ほども申しましたように、レジャーという側面も強い、また公営ギャンブルは今述べたように、地方自治体の財源として戦後からずっと運営されているものであり、ギャンブルを主催する自治体の住民にも恩恵が及んでおります。その意味で、公営ギャンブルを否定するのは、みずから論議矛盾に陥っていると言えるでしょう。

今回問題になっている場外馬券売り場も、今私が述べた位置づけで考えれば、町の品格を落とすと憤ることはなく、単純に町財政に貢献する施設として理解できるのではないのでしょうか。

次に、請願署名が行われた時期について述べたいと思います。

この請願は6,716名の署名とともに2月5日に議会に提出されました。署名は1月ころに集中的に集められたようであります。この時期は場外馬券売り場の事業内容について、だれもが知らない段階であります。このような時期に請願署名の発起人も、これに賛同した紹介議員も、何を根拠に署名活動を始めたのでしょうか。これまで私が述べてきたワンパターンの社会通念、差別的な人間観のみで署名を集めたのではないのでしょうか。そうであれば、この署名の発起人も議員も軽率のそしりを免れることはできないと思います。

3番目に、請願署名を支持した誘致反対議員の財源論について触れたいと思います。

場外馬券売り場の歳入財源としての安定性を、こういった反対議員の方は疑問視する方々がおられるようですが、この点については一定の貢献が期待できると私は考えております。確かに競馬の売り上げは長期低落傾向にありますけれども、現在は下げどまっております。今後も決して楽観できないものでありますけれども、競馬主催者や関係者の経営努力が続いている限り、突然競馬がなくなるとは考えられません。また、競馬の売り上げのうち、場外馬券の売り上げは一貫して上昇基調にあります。誘致する事業者は、場外馬券を扱う事業者であり、町の収入が一定期間一定額を事業者が保証するように交渉することは可能であろうと私は考えます。

場外馬券売り場反対のある議員は、旧利根中跡地には高齢化する利根町のスポーツ、健康、介護、福祉、交流、イベントの総合施設を設けるべきだと主張しております。しかし、これは町の財政の増収をもたらすのではなく、施設の増加をもたらすものではないのでしょうか。長期的に見れば、住民の健康増進になって医療費の削減につながるということもあると、私も思います。しかし、今、緊急の課題は目前の歳入増収策なのであります。その

意味で、論点がずれているのではないかと思います。

4番目、住民説明会、討論会に参加した住民の意見について触れたいと思います。

この説明会、討論会のアンケート結果によりますと、場外馬券売り場誘致に賛成している人は、反対している人よりずっと多いという結果が出ております。これは新聞のチラシなどで数字的なことはご了解になっておられると思いますが、そういう状態です。

反対している人よりはずっと賛成者が多い、しかし、さらに多くの住民がもっと時間をかけて結論を出すべきだという意見も述べております。私も、時間があるならぜひそうすべきだと思います。しかし、場外馬券売り場の誘致の問題は、業者から提案されて以来、約8カ月も町執行部が放置していたため、結論を引き延ばすことはできない状況にあります。

また、井原町政になって3年を経過しても、実質的な中長期計画はできておりません。あるのは10年前に外部のコンサルタントがつくった総合振興計画の焼き直し版のみであります。このような状況を生んだ町執行部の責任は極めて重く、町長の姿勢は厳しく批判されるべきですが、今はその問題は触れません。今申し上げたいことは、目前に迫っている町の財政破綻を回避し、住民負担の増加をできるだけ抑えるためには、即効薬も必要であるということでもあります。

夕張で起きたことは、対岸の火事ではありません。中長期の視点でまちづくりを真に住民の皆さんとともに行うことは、最重要課題の一つであると思います。しかし、直近の即効薬として場外馬券売り場の誘致をここに決断すべき時期であると、私は考えます。

以上をまとめるならば、この請願は町財政の逼迫と、それに伴う住民負担増の対策として有効な場外馬券売り場の事業計画を一切検討せず、少なからず偏見を含んだ社会通念のもとに一般住民を誘導して行われたものであり、今議会で採択することは妥当でないと思います。

○議長（岩佐康三君） 次に、採択することに賛成の方の発言を許します。

5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

○5番（守谷貞明君） 改めましてこんにちは。私は、場外馬券売り場の誘致に反対の立場で場外馬券売り場の誘致中止・撤回を求める請願書の採択を求める討論を行いますが、その前に、きのう私の家に新聞折り込みで取手市民新聞が私を一面トップで載せていました。だれが書いたのかわかりませんが、何か私の名前がトップですから、すっかり有名人になってしまったようで、うれしくもあり、悲しくもあり、驚いています。中身を見ますと、私への個人攻撃ともいえるような記事なのですね。レベルの低い低次元の大人げない行為に思えてなりません。このような誹謗中傷の泥仕合を続けることは私は懸命ではないと思いますので、おやめになっていただければありがたいなと思います。それでは、本論に入ります。

まず、1番目として場外馬券売り場の設置環境についてであります。

ひたちなか市の場外馬券売り場、オフトひたちなか、これは賛成派の方々がよくバスを連ねて住民の方々と行ったところと聞いております。何回か行っているそうです。の所在する場所は、勝田市及びひたちなか市の中心部から8キロ離れた国道沿いにあります。周辺の環境は、近くにパチンコ店が1店あり、周りには空き地や雑木林が点在する、どちらかといえば殺風景なところで、人々の生活する市街地とは全くかけ離れた孤立した場所とも言えるような場所にあります。賛成誘致の賛成派の方々の賛成条件の幾つかには、このひたちなかと利根町の場合とを比較することはそもそも無意味であり、誘致の賛成条件として上げることには無理があり、間違っていると私は思っています。

それは、1番目、PTAを含む一般市民からの苦情は一切ないと、ひたちなか市やオフトひたちなかから公式回答があったと言っていますが、これは当たり前で、市の中心から8キロも離れた雑木林の中にあるので苦情の出ようもありません。交通渋滞や騒音とも無縁で、日常生活で市民が馬券購入の入場者との接触も、例外を省きほとんどあり得ないと思います。

また、車やバイクといった交通手段を持たない未成年者や中高生の場合、オフトひたちなかへ行くには、8キロを歩くか自転車を利用するしかありません。ひたちなか東、西の警察署に私も問い合わせた聞いてみました。そうしましたところ、未成年者が施設に入場するのは、ほかの同じような施設に比べて、オフトひたちなかの場合は交通手段がシャトルバスか自転車しかないということで難しいと思うと。また、入り口でもチェックしているから100%完全にシャットアウトできるとは言えませんが、子供たちが、未成年者が入るのは難しいと思いますとおっしゃっていました。私もそのように思います。

では、2番目、利根町に誘致された場合はどうでしょうか。町の中心部で大型住宅に隣接してつくられます。ですから、未成年者が入り口で制止されない以上、中に入ることも可能です。さらに、近くには幼稚園、保育園、病院などがあり、周辺に住宅街があります。設置環境がまるで異なります。そこで予想される問題点を幾つか列挙してみます。

栄橋を起点とする朝夕慢性的な交通渋滞の起こる県道千葉竜ヶ崎線に面し、主にこの道路が場外馬券売り場施設への進入路となっているため、1日約900台から1,000台の車がある一定の時間に集中することは、さらなる交通渋滞が拡大され、日常生活に支障を来すおそれもあります。

また、年に130回前後のナイター競馬も行われます。メインレースは午後8時50分ごろに行われるそうですから、馬券を買いにきた人たちが帰る時間が9時半前後、払い戻しを受けて帰る時間が9時半前後になることも考えられます。つまり、夜も多くの車が県道を走ることになり、道路沿線にお住まいの方々にとって、騒音や、これらの車から吐き出される排気ガスの問題も悩みの種になることも考えられます。

一番大きな問題なのですが、3番目、未成年者や暴力団の人々の施設への出入りについ

てですが、少々古いデータですが、1991年に大阪府警が、大阪市内の場外馬券売り場3カ所で未成年者の補導と意識調査を4月から8月までの5カ月間行いました。その結果、補導された未成年者は685人おりました。大阪市だけで5カ月で685人ですから、これを単純に1年間にすると1,370人以上になる計算になります。これが全国規模ですとどのぐらいになるのか、私には検討もつきません。補導された未成年者の内訳は、中学生23人、高校生443人、専門学校生86人、有職無職の少年99人がいたそうです。窓口で未成年者ということで購入を拒否されたことがあるかとの問いに、463人がないと答えました。補導された少年の実に91%は窓口で購入を拒否されませんでした。大阪府警はこれらのことを非常に重く見て、市内3カ所の場外馬券売り場と京都、阪神の両競馬場に未成年者の入場を厳しくチェックするよう申し入れました。その後、この補導件数は大幅に改善されたと聞いています。

1993年5月、高松地方裁判所のウインズ高松差しとめ訴訟でも、この大阪府警の調査記録が参考とされ、未成年者の馬券購入を完全に防止することは不可能であり、風俗や教育上の悪影響を与えることは否定できないと判決文で述べています。先ほど申しましたように、大阪府警が厳しくせいということになりまして、この後しばらくして、このようなギャンブル施設内での未成年者の補導事例が少なくなったことも一つの理由ですが、警察からこのようなデータが余り外部に出されないようになりました。

私もいろいろなところに具体的な事案、例を教えてくださいというのですが、所轄署としてはお教えできないので、県警本部の方の担当セクションに聞いてくれという答えが約七、八割でしたね。そういうふうになって、余りデータが公開されないのはどういうことなのだろう、それを私なりに推論してみました。

一時期、高松地方裁判所の判決が出たことで、場外馬券売り場を新たにつくることが非常に困難になったのですね。施設の認可を出すお役所と取り締まる側のお役所との関係で何らかの変化があったのかなど、私には思えてなりません。それからなかなか表に出なくなりました。

先日、少年少女の非行及び補導が連続して日本一となっている福岡県の福岡県警本部と小倉警察署の少年課にお話を聞きました。公営ギャンブルの施設が日本一集中しているということで、ここ数年来、連続して補導件数が日本一という不名誉な数字が事実としてある以上、因果関係は具体的にはわかりませんが、全く関係ないとは言えないでしょう。以前よりも未成年者のギャンブル施設への立ち入りを厳しく取り締まってはいますが、見分けることが困難な場合もあり、完全に防止することはできません。そこが頭の痛いところだと話していました。

利根町と馬券売り場施設の設置場所、環境が似ているBAOO高崎の群馬県警本部広報広聴課の担当者にもお話を聞きました。それぞれの施設で未成年者や暴力団の入場を二重、三重に厳しくチェックしていると。しかし、すべての人を見分けることはできません。未

成年者や暴力団関係者の入場を完全に防止できない以上、何が起こるか懸念は常にあると思われますとのことでした。利根町でも同じようなことが起こらないと、どうして言えるのか、私には理解できません。

先ほど申しました少年少女の非行及び補導が連続して日本一となっている北九州市にお住まいになり、青少年や少女たちの非行防止や矯正に取り組んでいる馬場哲雄さん、この方は日本女子大学現代社会学の教授でキリスト教徒でもあります。馬場さんは北九州市の教会で宣教活動を続け、青少年の補導にも当たっております。その方が2005年に講演で、競馬、競輪、競艇、オートレースなど、公営ギャンブルの施設が集中する北九州市は、非行少年、非行少女の補導件数が日本一ですと。子供は大人の縮図でもあり、大人の乱れが子供に影響しているのではないかと思えてなりません。大変残念ですと、講演でお話をしております。そこで、誘致賛成派の利根町住民の会及び議員の方々の論拠を再検討する必要があると思います。

まず、第1に問題なのは、設置場所の環境が全く違うということが考慮されていない。ひたちなか市がいつも参考として出てくるからですね。利根町の場合は、町の中心、何度も言いますが、住宅街の真ん中です。ですから、利根町と同じ条件の市街地や住宅地に設置された場外馬券売り場の情報及びデータを広く集めることが大切で、それが利根町と他の施設との比較を比較対象する場合には必要になり、そのことで公正さが保たれると、私は思います。

利根町住民の会は、ひたちなか市役所、オフトひたちなか、ひたちなか東・ひたちなか西警察署に対して確認照会を行い、公式回答が寄せられましたと述べ、回答書によると、施設開設前にPTAや市民から青少年非行防止の申し入れはあったが、開設後、PTAを含む一般庶民からの苦情は一切ない、ましてや一般市民が巻き添えになった話も全くなく、暴力行為や未成年者の補導、犯罪率の増加の事実はないと、公開討論の会場で回答を読み上げ、いたずらに町民の不安を募り反対署名を集めたとして、私を議員にあるまじき行為と厳しく断罪されたそうですが、果たしてそうでしょうか。

賛成派の皆さんは、今言ったように、オフトひたちなかを中心にデータだけ集めているのですね。私は広く同じような状況にある、環境にあるBAOO高崎や大阪、高松、北九州、多くの情報を集めて住民の皆様が公平な判断を下せるようにすることが大切であり、私はそのように努力してまいりました。

BAOO高崎や大阪府、高松地方裁判所、北九州市の例を見ればわかるように、どの施設も警察当局の担当者や裁判官、宣教師の方々が、異口同音に公営ギャンブルと未成年者への影響を心配されています。つまり、結論を言いますと、未成年者や暴力団関係者の入場を厳しくチェックしているが、すべての人を見分けることはできません。未成年者や暴力団の入場を完全に防止できない以上、何が起こり得るかの懸念は常にあるということです。

次に、大きく分けての2番目です。NRSの収支計画概算についてであります。

先日、同僚議員の質問に対する町長の答弁によると、一昨年11月から8カ月たった現在でもNRSからいまだに事業計画書を正式に町に出していない。だから、住民への説明会はできないと答弁されていました。

先ほどの白旗議員の話の中にもありましたように、NRSから私たちへの正式な事業計画書が出されていません。私たちは、NRSから出された正式な事業計画書をいまだに手に入れていませんが、先ほど反対討論された白旗議員により、NRSから事業計画書の資料が手に入ったので総務常任委員会で審議しましょうということで、総務常任委員会が4月10日に開かれました。

冒頭の資料説明で、白旗議員は、私持っていますが、ここにある書類、裏表あります、これがその当日4月10日、私たち総務常任委員会で白旗議員から配られた書類で、制作が2008年3月30日OS、OSAMU・SHIRAHATA作成となっています。

これは、なぜこういうことになったかと言いますと、白旗議員はこの資料をNRSから特別に手に入れたもので、一部まだ公表されては困る、外部には出さないでくれと条件がつけられていたので、それを私がパソコンでみずから打ち直してこの書類にしたんだとおっしゃっていました。これがその資料です。

私は、公表されては困る、秘密にしてほしいという事業計画そのものに疑問を抱きました。また、総務常任委員会という公式の場で、そのような個人がパソコンで作成した文書をもとに議論してよいのだろうかという疑念を持ちました。結局、その日の総務常任委員会はとりやめとなりました。

しかし、誘致派の皆さんは、利根町の財政再建には場外馬券売り場の協力金は大変有効で、また必要である、だから誘致するのだと言っております。6日の一般質問でも若泉議員が、誘致すれば町に7,000万円の協力金が毎年入るんだと、これは財政再建に欠かせないといった趣旨の発言をされています。

確かに7,000万円の収入は、利根町にとってのどこから手が出るほどほしいのはわかるのです。私もそう思います。しかし、この資料に書かれている利根町に支払われる金額7,311万5,000円と書いてありますが、この数字に私は違和感を覚えます。この資料にはNRSの公式文書であるという社判が押されていない。公式の文書であるという証拠は何もないのです。だれでもパソコンでつくることができるのです。つまり、NRSが正式に作成した事業計画書でない以上、いざ利根町と正式に契約する段階になって、私たちはこのような文書を出した覚えはない、したがって7,000万円という数字での契約はできないんだと、もっと違う数字でやりましょう、この数字だと言われても、抗議はできません。そうなったとき、だれが一体責任をとるのでしょうか。

この文書の裏側には、10年の売り上げの販売推移が書いてありまして、米印で丁寧にいづれも10年間固定の年額であるということで7,000万円が10年間固定的に払われるんだと

書いてあります。本当に10年間7,000万円余りが協力金として保障されるのでしょうか。

今、地方競馬は長期衰退傾向にあり、入場者も馬券売り上げも年々減って、ピーク時の約半分になっています。また、地方競馬はほとんどの主催者が赤字となっており、地方自治体のお荷物となっています。廃止に追い込まれる競馬組合が今後ふえていくことが予想されます。こうした厳しい状況の中で利根町の馬券売り場だけが年間40億円を売り上げ、しかも10年間変わらない、維持できるのか、それが可能なのか、私は甚だ疑問に思います。

人口が34万人の高崎市は、後背地人口といいますか、周辺を含めた商圈人口で約50万人ともいわれています。先月、私ども議員が視察に行きましたBAOO高崎は、高崎駅から歩いて15分、市の中心部に位置しています。所長の説明では、立地条件には大変恵まれています。しかし入場者のほとんどは定年者か年金生活者で、1日1人当たりの購入額は大体5,000円前後ではないかと、ですから、今年の馬券売り上げは31億円余でしたとのことです。場内を見回りました。お世辞にもきれいでクリーンという印象を受けませんでした。足元の床には新聞や外れ馬券が散乱しており、オフトひたちなかとは全く異なり、汚く少々荒れ果てた感じを受けました。オフトひたちなかの建物施設は大変立派で新しく、内部の整備もすばらしくきれいでした。私もびっくりしました。

では、利根町もそのような施設ができるのか。利根町には建設費約8億円です。一部新設し、あとは現在の建物を改修し附帯設備もつくと聞いています。ですから、利根町の場外馬券売り場は皆さんがごらんになったオフトひたちなかの施設、建物とは全く異なるものになると思います。どちらかといえばBAOO高崎に近くなるのではないかと考えています。

さて、また戻りますが、利根町の場合は我孫子市と印西市の一部、龍ヶ崎市、取手市の周辺を含めても、高崎市と比較すると商圈人口は約半分か、30万人前後だろうといわれております。このことから、BAOO高崎の例をもとに推計すると、賛成派の皆さんが言っているような40億円の売り上げを長期安定的に得られると私は思えません。交通手段として成田線の布佐駅から歩くか、または車、またはシャトルバスに頼るしかありません。幹線道路のネットワークも不十分で、県道も1本しかありません。それでも賛成派の方々は年間7,000万円、そして10年間この町に長期安定的にお金が払われるといっています。本当に保障できるのでしょうか。できないときには、だれがどのように責任をとるのか、説明する必要があるのではないかと私は思います。約束が守られなかった場合、これこそ住民を惑わしミスリードするのではないかと私は心配しております。

最後に、三つ目になります。利根中学校跡地の対案についてです。

賛成派の議員は、反対するなら跡地利用の対案をなぜ出さないのだといっていますが、私どもは対案はありますが、場外馬券売り場ほどの財政効果はありません。ただ、健康、福祉のための複合施設として、先ほど白旗議員も触れましたように、高木議員が考えておられるものと私が考えているものとほぼ一緒です。福祉面では1階に医療センターを中心

とした福祉施設や老人ホーム等、2階と体育館を中心に健康ゾーン、子供からお年寄りまでが利用でき健康づくりを進めることができるような施設にして、3階は町内のさまざまなスポーツ団体や趣味のクラブ、それぞれが気軽に使用できる設備を整えたものにとすると。4番目としては、校庭の一角に利根町の特産品ですとかお米、それから、地産地消の野菜を使ったユニークな食堂、さらに今、子供や若者たちに人気のあるラジコンカーのコースなどをつくって見たらどうか、これも若者集めになるのではないかと。しかし、これでも収益は財政再建に役立つ等、胸を張って言えるほどの金額ではないと思いますが、しかし、町のイメージダウンは避けることができると思います。

今大事なことは、財政的な危機に陥っている利根町の税収不足が幾らかということですね。ことしの例で言いますと約5億3,000万円から5,000万円足りません。仮に百歩譲って賛成派の皆さんの言うとおりに、7,000万円が収入に入ってきたとしても、約5億円近い財政不足は解決されないのです。賛成派は、この7,000万円が収入として入ることによって住民負担の軽減につながるといっていますが、約5億円も歳入不足で本当にそうなるのでしょうか。私には信じられません。

5月9日配布された集中改革プラン追加版では、4項目21施設の見直し、つまり手数料、利用料、公共料金、国民健康保険税等の来年度からの値上げラッシュが発表されました。なぜこのような住民いじめとも言える負担増を突然求めてきたのでしょうか。これは二、三年後に予算が組めなくなるからです。つまり財政破綻に陥る可能性が大変高いからです。今、問われているのは、利根中の跡地利用で場外馬券売り場から7,000万円の収入に頼る場当たりの小手先の財政再建策ではなく、5億円近い収入不足をいかに縮小削減するか、根本的な財政再建策を立てることの方がはるかに重要です。

私は先日の一般質問で、利根町の財政を圧迫している元凶は、財政規模に見合わない高い人件費約14億円とごみ処理に費やされる4億8,000万円などにあると指摘しました。まず、人件費は財政規模に見合った額まで、3年から4年かけて削減する必要があります。そのためには、職員も町の財政の中で許される範囲におさめ、同僚議員の方々には大変申しわけありませんが、議員定数も14人から10人に減らすなどという削減する必要もあると思います。また、ごみ処理に費やされる巨額な出費4億8,000万円を見直す必要もあります。

現在多くの地方自治体で住民の協力を得て、総意と工夫を凝らしごみ処理にかかわる費用を削減し、資源ごみから利益を得ている自治体もあります。利根町も資源ごみから利益が得られるようになると、2,455万円の年間のトラック業者へ払う金額がゼロになります。

このような提案を私はしていますが、これは利根中跡地の直接的な対案とはなりません。これは行政に私がしていた提案ですが、直接の対案とはなりません。財政再建、住民負担の軽減はこのような根本的な施策を早急に行うことがはるかに重要です。現在の利根町は、残念ですが、飲み菓を飲んでも、膏菓を張っても財政難を直すことはできません。

利根町の明るい未来を築くためには、痛みを伴い、ときには血を流す覚悟で長年にわたってたまった膿を取り出す、切開手術をする必要があります。

利根中学校跡地に馬券を売り場を誘致しても、財政再建の、再び言いますが、根本的な解決にはなりません。よって、私は場外馬券売り場の誘致に反対し、場外馬券売り場の誘致の中止・撤回を求める請願書の採択を求めます。

大変長くなりましたが、最後までお聞きくださってありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（岩佐康三君） 次に、反対の方の発言を許します。

13番若泉昌寿君。

[13番若泉昌寿君登壇]

○13番（若泉昌寿君） 私は、請願に対して反対の立場で討論を行います。

まず、場外馬券売り場についての経緯については、皆様ご存じだと思いますので、省略させていただきます。

そこで、利根中学校跡地にどのような形でこの場外馬券売り場が来るのか、ちょっと説明させていただきたいと思います。

利根中学校全体を借りるのは広島県に本社があります和光という会社でございます。その和光という会社が利根中全体を借ります。これはあくまでも借地でございます。そのところに、校舎1階から3階までありますが、日本レーシングサービス、これは農水省の認可を受けている、要するに場外馬券売り場の会社ですね、そこが1階のみを使うと、そういうことです。

そこで日本レーシングサービス、この場外馬券売り場をつくるに当たりまして8億円という莫大な経費をかけます。ですから、先ほど守谷議員が言っていましたが、恐らくこの利根中に来る場外馬券売り場はBAOO高崎と同じようなものではないかと、8億円というお金をかければ、これは校舎も改まって見違えるような、現在の校舎ですよ、そういうふうになると思います。また、新たに施設もつくります。ですから、そのようなことは私はないと思っております。

それで、では利根中、現在2階、3階、それから、豊島ホール、または体育館、プールとございますが、そのほかはすべて和光という会社が複合施設として行います。聞くところによりますと、日本で馬券売り場とか車券売り場とか、ボートの券売り場、そういうのがありますが、場外馬券場と複合施設、それを合体してやるというのは、日本でこの利根町が初めて、そのような計画と聞いております。

それでは、その和光がどのような複合施設を行うのかと言いますと、まず、案としては、2階はパソコン教室または整体院とか、それから、コミュニティースペース、そのような施設をつくる案、あくまでもこれは案ですからね、それで、3階におきましては、若手、主婦対象のサロンエリアとしてネイルサロン、ヘアサロン、日焼けサロン、アロマサロン

ということで案として出しています。

また、豊島ホールは地域の農家で作られた特産品、そういうものの物産店として利用すると、そのように聞いております。

また、プールはダイビングスクール、これもあくまでも案ですが、そのように使いたい。

なお、体育館はスポーツ利用できる、そのような形でやっていきたい。さらには災害時のときには緊急の避難場所としてやっていくと、そのようにも説明を受けております。

また、民間委託所、これは早朝から夜間を利用できるようなものもしたい。

また、第二グラウンドは、臨時の駐車場、あと犬のしつけ教室と、そのようなことを言っていますが、これはあくまでもすべて案でございまして、つくるときには、利根町の町民の皆様の声をよく聞きまして、それで住民の皆様が望むようなものを作っていききたい、そのように言っております。

それで、和光という会社は、現在年商600億円で経営しておりますが、これができた場合は、利根町に新たな本社を、会社を設置しまして、利根町に本社を置くと。なぜかといいますと、あくまでも和光は今、広島県の方でございまして、広島中心または関西中心、そちらの方では事業をやっておりますが、関東一円は余りやっていない。ですから、ここを足掛かりとして関東一円にも広げたい、そういうことでございます。

それで、利根中ですが、和光さんが払う借地料ですか、これは年間約3,000万円ということになります。それから、NRSさん、NRSさんはあくまでも町に入るお金のことで、約40億円の売り上げ、私は4,000万円と信じております。それで合計7,000万円、このお金はこの利根町に入ると私は信じております。

それから、この誘致されて利根町に対してどのような有利というか、そういうものを触れさせていただきますと、まず、雇用の件は警備員という形が主でございまして、約60名、これはあくまでもNRSだけのものがございます。複合施設の方でも大体40名近くは雇えるでしょうと、そのように言っております。これはあくまでも利根町の住民の方を雇う、これは固く約束しております。

それから、もちろん当然できますれば施設内の食堂、その他自動販売機、それらのものも当然これは中に入ってくるので、そのときに利根町の商人の方、そういう方も優先的に入ってきます。

○議長（岩佐康三君） 傍聴者の方に申し上げますが、私語は慎んでください。よろしくお願ひします。

○13番（若泉昌寿君） ということであります。

また、お客さんを馬券場に輸送するために、無料バス、これをNRSの方で運行します。今の案としては、場外馬券場から布佐駅、さらに場外馬券場から取手駅、この二つの運行を計画として出しております。これは、私も非常にいいことだなと。

と言いますのは、このシャトルバス、町民の皆様方無料で乗っていただけます。ですか

ら、例えば場外馬券場、今の旧利根中ですね。あそこへ来れば布佐へ行きたい方は布佐へ行く、取手から柏方面、また土浦方面、協同病院、そちらの方へ行く場合も、そのシャトルバスを利用して目的地へ行く。帰りはまた当然時間表を見て、それでそれに乗ってくる。といたしますことは、無料で町民が乗れる、大変有利かなと思います。

それで、私、これは個人的に考えているのですが、既にNRSさんの方ともお話ししていますが、竜ヶ崎駅の方にも1本出してもらえないか、それは検討しますと言っていますが、私は何としても誘致して龍ヶ崎方面、そちらの方も合計3本出してもらいたいなど、そのように私は考えています。

その上で、今現在利根町で福ちゃんゴーが走っております。この福ちゃんゴーを必ず旧利根中跡へ停車していただき、そうすると、福ちゃんゴーを利用して、さらに布佐駅、取手駅、私が願っている龍ヶ崎の方へ行けば龍ヶ崎、そちらの方へも行かれます。ということは、大変町民の皆さんの足には便利になるのかなと、そのように私は認識しているところでございます。

次に、利根町の皆さんに、特に心配している件で私一言、またお話ししたいと思います。

まず、青少年に対しましてですが、守谷議員は青少年が100円で買えるんだよと言っていますが、私、オフトひたちなか、BAOO高崎、オフトひたちなかは3回行きました。BAOO高崎は1回ですが、まずその心配はございません。なぜかと申しますと、警備員の方、まず道路から警備員が警備で立っています。それから、さらには駐車場、こちらの方も警備員の方が要所、要所に立っております。ましてや場内ですね、中に入った場合、警備員の方が大勢いますから、子供さんが入っても、これは不可能です。反対する議員さんもそれは見えていますから、その点はおわかりだと思いますが、まず100%不可能です。ですから、青少年が馬券を買うということは、まず無理だと思います。心配ないと思います。

さらに、治安に対しましてですが、治安に対しましては、特にこの場合どういう言葉を使っていいのかわかりませんが、やくざとか暴力団とか、そういうこと言われておりますが、これも警備員の方がきちんと対応していますから、まずこれは不可能です。もしお酒を飲んでいる方が入ってきたら、必ずそこで警備員の方がとめます。これは、なぜはっきりこれを言えるかといいますと、行くたびに警備員の方とお話します。既に私、場内の設備というのはわかっていますから、そちらの方は置いておいて、警備員の方といろいろな話で話し合いをして、これはどういうことですか、これはどうでしょう、この心配はありますかとか、そういうことで3回行って3回とも話してきました。全く心配ありません。現に警備員になる前、あそこは15年にできたのですが、その方が警備員になる前に、何人の方も言っていましたけれども、多少は心配あるのかなと思っていましたが、実際に自分が警備員としてここで働いて、そういう点はまず心配ない。そう言っていました。

それで、この利根町に場外馬券場ができた場合、警備員の一番上の方というのは、これ

は元警察のOB、特にそちらに関してのOBの方を一番上として雇ってやるんだと、そういう説明も聞いております。ですから、そちらの方も心配ないのかなと思います。

さらには、交通安全対策。特に反対の方は交通安全を心配しております。しかしながら、この利根町に場外馬券場が来た場合、1日950台、そのように見ております。さらには、この場外馬券場が実際に始まるのが10時半ですか、お客として来る方は10時ごろ、当然栄橋の朝のラッシュというのは既に終わっていますね。信号待ちでとまれるような状況だと思います。これは皆さんもご存じだと思います。ですから、朝の渋滞というのは、まず心配ございません。

さらには、950台の車が10時なら10時に始まった時点、それで全部が来るわけではないです。また、さらには帰るときに、終わるのが大体4時半ですが、それも4時半に終わったら、その950台の車がどんと全部帰りますね。早く来た人は午前中で帰る、また、午後から来た人は4時半までいるかもしれない。ですから、平均すると1時間の車の移動というか、それは大体130台くらいかなと、そのように業者の方は見ております。ですから、さほど車の渋滞の心配はないのかなと思います。

先ほど守谷議員の方から、ナイターが年間130日やるんだと。確かに130日ほどやると伺っておりますが、これは大体逆に3時半ごろから始まる。ですから、3時ごろからお客さんが来ますね。それで9時ちょい過ぎまで最終的にはかかります。そこで多少心配されるのは、5時前後ちょっと橋の渋滞が心配されるのかなと、私はそう見えています。しかしながら、今現在、橋の渋滞というのは特に土曜日ですね、あと日曜日の夕方、あとはさほど渋滞していないと思います。それで、こちらのナイターの場合は、日曜日とかそういうものは余りやっていませんから、ですから、そんなに心配することはないのかなと、そう私は判断しております。

それと、先ほど守谷議員も言っていました、今、施設はつぶれているんだよ、そのように言っていました、今回利根町に誘致した場合、してもしなくても、1円も町は出さないと。それだけは皆さんに強く言いたいです。この利根町の財政から1円たりとも出しませんから。すべて、逆に入る方だけで出すというものはありませんから、それだけは皆さんにご了解してほしいなと思います。

それから、例として、10日の日でしたか、全員協議会でもう一つ来ています大型商業関係。それで大豊商事という方が来て、ちょっと財政企画課長から説明を受けましたが、それはあくまでも売却。それで、今現在大体売却した場合は6億9,000万円とか、あとの数字は定かではないのですが、約7億円弱の辺で売却はできるだろうとっていました。

しかし、それにはあそこを更地にしなければいけない。これも財政企画課長が言っていました、龍ヶ崎市の小学校を解体した場合8,000万円かかったそうです。しかしながら、利根の場合には、そこにはその他体育館とか、また違うものがありますから、恐らく1億円……これは私もよくわかりませんが、1億二、三千万円かかるのかなと、そう見えています。

そうしますと、大体5億五、六千万円、これが一時金として入ります。しかしながら、その後は入りません。あと入るのは売却しましたから、今度は固定資産税ですね、その方が町に納める金が大体700万円から800万円、これは年間です、月ではないですから、そのぐらいの収入しか入らないでしょう、そういう説明は受けております。

さらには、私も長い間商売をやっていました。小売りの商売、今は議員の皆さんも利根町の商業の状況というのはどういう状況か、皆さんもわかっていると思いますが、今、大型商業施設というものをつくったとしても、なかなか経営が難しいです、はっきり言わせて。

一つは人口が少ない。さらには、高齢者の方というのは若い人から見たらものは半分食べればいいところです。ですから、消費量というのがないのです。ましてや、この利根町に商業施設をつくったといたしましても、町外からお客さんを呼ぶのには、かなりどでかいものをつくらない限り、この利根町には来てくれません。

例えば龍ヶ崎市にあるイトーヨーカ堂ぐらいのものがここに来たとしても、一時は売れますけれども、よそからはだんだん来なくなります。そうしますと、利根町の住民だけではその規模のものはやっていけない。そうしますと、それは何年後だかわかりませんが、撤退と、そういう感じを私は見ております。ですから、何としても私は場外馬券売り場の方がいいのかなと思います。

相当長くなりますけれども、大事なことです、皆さん我慢して聞いてください。

ここで利根町の今までの過去をちょっと振り返って見てもらいたいのですが、昭和の合併で布川と文と東文間と文間、これで1町3村で合併しました。私はまだそのときは小学生ですから全然わかりません。しかし、そのとき、合併に向けていろいろ苦勞なさったと思います。

それで今の利根町があるわけですが、昭和40年代に入りまして、千葉竜ヶ崎線が開通しましたね。今、橋の問題、皆さん10年も15年も前から心配していますよね、橋の問題。竜ヶ崎南校の下までは4車線なのです。皆さん、ご存じだと思いますが、最初から南校の下までは4車線を確保してあるのです。最初は片側1車線ずつ走っていました。そのときに利根町、利根町は現在片側1車線ですよ、これは私が聞いた話なのですが、利根町の方は片側1車線で十分だよと、あれは県道ですから、県道ではあくまでも片側2車線の4車線、そういう計画だったのですが、そういうことで、こちらはそれでいいですよと、そういう話を聞きました。

ということは、片側2車線でしたら、当然橋も片側2車線なのです。道路が4車線であるのに橋は合計2車線ということはありません。ですから、そのとき、そのときの議員であり首長さんたちは、その先の先まで見通してやらなければいけない。私、そういうことを言いたいのですよ。

また、同じことを言いますが、利根町に浄化センターを誘致していますよね。これ私の

すぐそばです。大変できたときには、我々住民は悪臭で嫌な思いをしました。今は全然問題ありません。

しかしながら、私、思いますのは、あの浄化センターがこの利根町に誘致されたから今の住宅開発が進んだのかなと、私はそう認識しています。なぜかと申しますと、住宅開発するには上下水道、上水道の方はいいのですが、下水道の方が完備していないと企業の方も住宅開発をやらないと思うのです。ですから、筑波研究学園都市から利根町浄化センター、こちらへできました。あれはもとをただせば、小貝川に流すという予定だったのです。ところが岡堰のところにキンビール、ビールをつくる水ですね、それがありましたから、キンビールの方でちょっと待ってくれよということで、詳しいことはわかりませんが、これも聞いている話ですけれども、じゃあ利根町ということで、利根町の最初は加納新田の方へ、ここはどうだろうと、加納新田の方で反対されて挙げ句は今の三番割、うちの方も4地区で反対はしましたよ。反対はしましたけれども、そのときにも、小さな地区でしたが2人の町会議員がいましたね。そのいきさつはどうかわかりませんが、でも私は浄化センターがあり、本管が通っている、そのために下水道も引きやすい、そういうことで住宅開発が進んだのかなと、私本当にそれを認識しております。

一番新しい話……。

○議長（岩佐康三君） 若泉議員に申し上げますけれども、請願に賛成するか、反対するか関係だけでなるべく申してください。

○13番（若泉昌寿君） これもわかってもらいたいお話なんですけれどもね、許してもらえますか。今回のこの議案は大事なもので。

〔発言する者あり〕

○議長（岩佐康三君） なるべく……。

○13番（若泉昌寿君） 一番新しい話では合併なのですよ。ちょっと何とかとめてもらえませんか、ちょっと退場してもらって。

〔発言する者あり〕

○議長（岩佐康三君） 傍聴の方、再度申し上げますけれども、これ議場なので、私語は慎んでいただくようお願いいたします。

○13番（若泉昌寿君） ちょっとやりづらくてしょうがないから退場してくださいよ。議長権限でやってもらえる。

○議長（岩佐康三君） 一応注意しましたので。

○13番（若泉昌寿君） 合併ね、皆さん、利根町の大方の方は合併を望んでいましたよね。最終的には私は議員たち、我々にも責任はあります。しかしながら、そのときに首長さん、首長さんの責任は大だと思っております。ですから、私、何が言いたいかということは、要するに、そのとき、そのときの議員であり首長さん、行政ですよ、そちらもしっかりと見据えてやってもらいたい、これを言いたくて今話しているのですよ。

ですから議長ちょっと、その話は終わりましたから。それはわかりました。

いずれにしても、この場外馬券売り場誘致ということに関しましては、今、延期されましたね。それで、我々議員、全員協議会の中で話しました。初めてなんです。お互いに賛成派と反対派が話したのは初めてなのです。それで、その中である程度の意見は出ました。交通問題、それから、治安の問題、それから、財政の問題、先ほど守谷議員も今のところありませんよと、確かに反対している皆さんは、我々が交通の問題、こうこうこうだから心配ないですよ、治安の問題はこうこうこうだから心配ないじゃないですか、財政はどうなんですかと、答えは返ってこないです。私もここで7,000万円毎年入って、それでよしとは思っていません。しかしながら、ここで誘致して年間7,000万円町に入るのですよ。入らないと入るのでは1億4,000万円の違いがあるのですよ。それがこれからずっと入っていくのですから、これは誘致しなければいけない。

私思いますのは、まだ利根中のほかにも元の布川小学校、東文間小学校、そちらの方も何とかしなければいけない。これはもちろん行政の方も考えていると思いますが、これを足がかりにして何とか財源確保をしていきたい、そう思っているのです。

最後に、昨日の一般質問、私のほか多くの方がこの誘致問題で町長にただしました。しかし残念なことに、用途変更があるからそれまではできないという返事で、その一本槍でした。私も途中で、これ以上町長に聞いても無理だということで、時間を残してやめましたけれども、最後に言いたいのですが、これは先ほどから話しているように、そのとき、そのときの状況、それをよく見きわめて、それで利根町住民1万8,000人の皆さんの幸せを求めて、そういうことを考えて、ぜひ執行部もこれを何とか一日も早く決断していただきたいと思います。

何しろ企業はそれ以上待ってくれませんから、ですから、この定例議会が山ですから、これが終わりますして次の9月の定例会、そういうことまで待ってくれませんから、ぜひともここで一日も早い決断をしていただきたいと思います。議員の皆さんももう一度よろしくお願いします。

終わります。

○議長（岩佐康三君） 暫時休憩をいたします。

午後零時14分休憩

午後1時30分開議

○議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、採択することに賛成の方の発言を許します。

1番能登百合子君。

〔1番能登百合子君登壇〕

○1番（能登百合子君） 1番能登百合子です。発言の前に一言だけ、岩手・宮城内陸地

震災害に遭われた方々に、心からお見舞いを申し上げます。私の知り合いで、たまたま息子さん一家が福島にいらっしゃる方がいらっしゃいまして、お母さんが誕生日だということで夜出発して出てきた、その後で地震だったという方がおりまして、帰るに帰れないし、心配なんだけれどもという話がありましたけれども、ここへ来ていたことで家に被害があったとしても、家族全員無事でいられたということをありがたいと思わなくてはというお話がありました。皆さん、一日も早い復興をお祈りいたします。

私は、請願第5号 場外馬券売り場誘致の撤退・中止を求める請願、請願第6号同じく、に賛成の立場で討論をいたします。

まず、この5号と6号の請願は、去る11月30日、12月1日の両日、町内4会場で実施された地区懇談会の席上で、また、12月7日から13日の会期で開催されました12月定例議会に一般質問での答弁で、旧利根中跡地への利用申し入れがあったとの町長からの報告された事実をもとに、その選択肢の一つである場外馬券売り場としての利用に対して、この利根町にそのような施設は欲しくない、誘致はしないでくださいという住民の意思が届けられたものです。

それに対して、まだ町が正式に出していないのにとんでもないとか、請願の正当性を否定するような発言があったり、また、請願を採択するか、不採択にするか判断の大きな、重要な要点ではありますが、本来分けて考えるべき選択肢の対案を個人的に求めたり、また、ルールに従って決まった事柄を後出しジャンケンのような形で審議不十分だからもう一度というようなこと、これらを考えますと、何が何でも一つの目的に向かって引っ張っていきたいという結論が先にあるのではないか、そのように言われたりもしております。

ここへ来る道、目にもとまらなかったかもしれませんが、帰り道、ゆっくりと見回してほしいと思います。日本全国から人を呼ぶような観光資源はありません。金も人もふんだんに入ってくる優良企業もありません。何もない利根町といわれますが、このごろ急に重要性が叫ばれるようになってきました環境問題等から考えて、眺めているだけで心がいやされる、かつては日本じゅうどこにもあった豊かな自然があるじゃありませんか。今まで平凡な中であつても生きていく上でさまざまな問題があつたと思います。その困難を乗り越えてきた人と人をつながりを持ってここで生きてきた住民がいるではありませんか。これこそ利根町の一番の財産ではないかと思ひます。

その財産を自分の手で損なうようなことがあつてはいけません。目先の問題でお互いを非難し合うような状況では、利根町の将来は明るいものとはなり得ません。一般的に言って、命をはぐくむ、そしてその命を育てて生み出す、そしてはぐくむ性である女性は、あくまでも一般的に言うての話ですけれども、闘争は余り好みません。できることなら我慢して済むことなら済ませておきたいような、考え方によってはずるいともいわれるような考えもありますけれども、そうやって生きてきた中から、これだけはやはり町の将来を考えたときにやってほしくないんだ、これはやめてほしいという生き方に関する、その目先

の問題をギャンブルに生きる利根町を選ぶか、あるいは大地に根を張った生活を、生き方を選ぶか、まさに生きる意義がかかっている問題なのです。

今、町の置かれている状況、そこに暮らす住民の意思、それらのことを十分に考え、判断し、議会としての結論を出す、それが約6,700人を超す住民に託された請願に対する答えです。例えばそれが自分の意思と違う答えであっても、住民の代表である議員14人全員が町の将来を考え、住民の幸せのために真剣に考えた上で下す判断です。その判断で下す判断に露ほどの疑念もないことを信じております。そういう結論を出すべく、私は賛成の立場での討論といたします。

○議長（岩佐康三君） 次に、反対の討論を許します。

3番西村重之君。

〔3番西村重之君登壇〕

○3番（西村重之君） 3番西村重之です。請願第5号、第6号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願書に対して反対の討論をさせていただきます。

旧利根中学校跡地の利活用につきましては、利根町が少子化に伴い生徒数減により平成16年9月に中学校統合検討委員会が発足、検討の結果、平成19年度に統合してスタートすることが決定されました。

昨年の後半になり、初めて旧利根中学校跡地の利活用についての動きがありましたが、この間、何もなかった行政に大きな問題があることは言うまでもありません。

また、龍ヶ崎市との合併が壊れた平成13年3月時点においても、利根町の財政面において非常に厳しい状況が続き、近いうちに予算も組めなくなることがわかっていたにもかかわらず、手段を講じてこなかったことが現在の問題を引き起こしたことに繋がったと考えます。

今回提出された請願、場外馬券売り場の誘致の中止・撤回を求める請願書については、一つ目に、昨年11月末と12月初めに開催された地域懇談会において、町長から旧利根中学校跡地の利用活用として大型商業施設の希望先、これは土地の売却と、場外馬券売り場希望先、これは賃貸の申し入れがあることが発表され、いずれ住民の皆様に説明、意向を聞いて決定したいとの答弁がありましたが、説明がある前に請願が出されたことが一つの問題と考えます。

2番目に、請願の中に交通渋滞の予想等々が危惧されていますが、いろいろな問題点について、住民の意向も組み入れ、関係者と一つ一つ話し合いすることで解決ができ、住民の不安を取り除くことが可能と考えます。

三つ目に、去る5月9日付で住民に配布されました利根町集中改革プラン追加版でわかるように、現在の利根町の財政状況がいかに厳しいかがわかります。平成21年度においては、特定目的基金の統合を図り有効活用されるということになっておりますが、余裕の基金は全くありません。また、都市計画税、一般廃棄物処理手数料、公共施設使用料、保育

料等の見直しがされることは、すべて住民の皆さんに負担をかけることとなります。

現在の利根町には企業誘致できる状況にはなっておりません。これまで旧利根中学校跡地利用申し入れは3件と聞いております。ただし、一つ目の財団法人日本青少年育成会がグラウンド使用目的で視察されましたが、撤退されております。

先ほど若泉町議からも話がありましたように、2番目の大型商業施設利用につきましては、スーパーマーケットを中心に計画されていることがわかり、町内の諸事情を察すると大きな問題点が多数あります。これは難しいというように私も考えております。

3番目に場外馬券売り場については複合施設として計画され、住民の皆様の意向を取り入れながら有効利用されることが確認されています。複合施設にかかわる利根町の投資額がゼロであります。すべて業者負担で施工されます。

また、話し合いにもよりますが、現時点で表面に出ております利根町の歳入5,000万円から7,000万円が長期にわたり計上されている計画も確認がとれております。

また、これらのうち、近隣自治会等に対し協力金が支払われますし、避難場所として利用可能条件に含まれております。

現在の利根町の財政状況は厳しい中、少しでも住民の皆様方への負担を少なくすることが第一と考えている議員が多いのではないかと思います。これらは第一歩であり、さらなる歳入増と歳出減に努力していかなければ、利根町は第二の夕張市になりかねません。この機会を逃せば、少なくからずも住民の皆様方への負担はふえることにつながります。十分ご理解いただきたいと考えております。

最後に、利根町議員、住民、だれもが財源がほしい、負担を軽減したい気持ちでいっぱいだと思います。これらを考え合わせれば、ぜひほしい物件であり、私は請願に対して反対の討論をさせていただきました。

○議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を許します。

9番今井利和君。

〔9番今井利和君登壇〕

○9番（今井利和君） 本題に入る前に、岩手・宮城内陸地震災害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

本題に入ります。

私は、場外馬券売り場の建設には反対の立場です。場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願に賛成の立場で討論をさせていただきます。

昭和37年の地方競馬発足以来、順調に売り上げを伸ばしてきた地方競馬も、平成3年の9,862億円をピークに減少に歯どめがかからず、平成17年度には3,691億円とピーク時の37.4%と大幅に落ち込んでいます。そのため累積赤字解消の見込みがないことから、この10年間の間に中津競馬場01年3月、三条競馬場02年1月、足利競馬場03年3月、上山競馬場03年11月、高崎競馬場04年12月、宇都宮競馬場05年3月などの地方競馬場が廃止され、

北見競馬場、岩見沢競馬場、中京競馬場休止という状況に追い込まれています。現在の地方競馬は収益を自治体の財政に充てるといふ公営ギャンブル本来の目的とは逆に、地方競馬が自治体の財政を圧迫するという状況が続いています。

赤字となった場合は次年度の売り上げを繰り上げ充当するか、自治体の一般会計からの借用または繰り入れにより対応する。近年は多くの主催者が赤字の繰り上げ充当や借入れを行って、累積赤字に苦しんでいます。

このように、地方自治体の財源として大きな役割を果たしてきた地方競馬は、いまや自治体のお荷物という存在になっているというのが現実です。大幅に人気も売り上げも下落している地方競馬の場外馬券売り場をつくる必要性は全く感じません。

私たち議員は旧高崎競馬場の跡地にできたBAOO高崎馬券売り場を視察してきました。説明によると、従業員数は日本中央競馬会は7人、ほかに警備員委託、土曜日が37人、日曜が47人、日本レーシングサービス、地方競馬のことですが、従業員数が7人、販売委託が6人、臨時が20名、売上高は年33億円との説明を受け、馬券発売所へ案内されました。

月曜日の12時40分ころだと思います。馬券を求めているファンは多くて150名くらい、ほとんどの人が年金暮らしの高齢者、若い人がいなかった状況です。係の人に聞いたところ、高齢者の方々は3,000円から5,000円で1日を楽しんでいるとのことでした。また、中央競馬の開催日、メインレースでは交通渋滞を招き、住民に多少迷惑をかけているとのことでした。

利根町に建設されようとしている場外馬券売り場は売り上げが40億円と試算され、その0.5%から1%が自治体の収入とされていますが、先に建設されましたオフトひたちなかの場合、当初の予定では70億円の売り上げが試算されていました。しかし、実際には売上高は37億円と試算された金額の約半分の売り上げとなっています。希望的観測だけのシミュレーションでは受け入れることはできません。

今、利根町は財政的に厳しい状況にあります。財政的に厳しい状況のとき、事業ならまず議員の削減を図ります。職員の削減を図りますということですが、職員を採用せず、できる限りの合理化を図り人件費を削減して財政再建を図ることがまず必要です。町も企業も同じです。そして、私は多数の地元雇用のできる優良な企業誘致をすることを念願にしている1人です。企業誘致には、法人税3年間無料にするなどの優遇措置をして優良企業の誘致を目指すべきと考えております。

場外馬券売り場の売上高は年々減少している状況です。場外馬券売り場は優良な企業誘致に当たるのかどうか、私は大変疑問視を持っております。

今は各企業もイメージを大切にしています。ここで競馬の町というレッテルは大きなマイナスイメージになるでしょう。これから道路整備も進められ、これから優良企業を誘致しなければならない利根町にとって、開発の大きな妨げの要因になるのではないかと思います。そして、何よりも重要な反対理由は、風紀の悪化であります。

これは大阪場外馬券売り場でのことですが、大阪府警少年課が未成年者の補導と意識調査を行った結果を紹介しています。調査が行われた5カ月間に補導された少年は685人で高校生が443人、中学生が23人、専門学生が219人、この期間中に馬券を購入した中高校生はこの10倍程度はいたでしょうと回答しております。窓口では未成年ということで購入を拒否されたことがあるかという問いに対し、463人、91%がないと回答しています。

上記の大阪府警の調査は、93年5月の高松地裁のウインズ高松差し止め訴訟の判決でも引用されており、未成年者の馬券購入を完全に防止することは不可能であり、風俗や教育上の悪影響を与えることは否定できないと判決文で認定しています。これは先ほど守谷議員も意見を述べております。そのとおりです。

利根町の建設予定地になっている中学校跡地付近には、住宅、幼稚園、保育園、小学校、医院があり、利根町の中で生活の拠点ともいえる地域です。この地域の風紀が乱れることは、利根町全体悪影響を与えます。ギャンブル場建設が町の風紀を乱すのは歴史的に見ても間違いありません。

場外発売場は通常4時から7時まで、ナイターは9時までです。4時から7時まで競馬は開催されています。メインレース後、入場者は950名の見込み、その95%が車で来ているとのことですが、競馬ファンは一斉に帰宅するものと思います。この時間は道路も渋滞することと思います。渋滞により、フレッシュタウン、ニュータウンへの迂回者が多くなり、下校時の子供たちの安全は脅かされ、近辺、沿線の店舗は売り上げ減少につながります。周辺道路を含めて、一層の交通渋滞、有事のときの二重災害が危惧されることと思います。

なお、この土地は中学校敷地として坪約2,300円、1反歩70万円の、42年のことですが、予算を組んでいましたが、地価高騰で坪2万円の価格になり、行政では地主さんをお願いをし、学校の敷地なので坪2,300円、1反歩70万円で協力してくれるようお願いをし、その結果、子供たちの教育のためになるならばと安価で協力してもらったいきさつがあります。そして、校庭も父兄の労働奉仕ででき上がったと聞いております。そのうち、場外馬券売り場の建設、労働奉仕をして校庭をつくった父兄の方々、安価で提供してくれた地主さん、どんな思いをしているのでしょうか。仮に2,000万円から4,000万円の収入が、これは交付金のことですが、利根町にあったとしても、人気凋落の地方競馬という大きなリスク競馬の町という大きなマイナスイメージ、そして道路環境、生活環境、何よりも子供たちへの教育環境の悪化を代償にするにはほど遠い計画であるといえます。

私は、子供たちを守り、水と緑の利根町を守るためにも、利根町にギャンブル施設の誘致の設置を認めることはできません。よって、私は場外馬券場建設に反対いたします。

場外馬券売り場誘致中止・撤回を求める請願には賛同するものでございます。

○議長（岩佐康三君） 次に、反対討論を許します。

8番佐々木喜章君。

〔8番佐々木喜章君登壇〕

○8番（佐々木喜章君） 8番佐々木喜章でございます。

請願に不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

初めに、前提の話があります。まず、今般の請願の趣旨は、場外発売所の誘致の中止、撤回を求めるとあります。しかしながら、町長を初め町当局が誘致を決めた、あるいは誘致を画策しているとの事実や発表はなく、また、事業者側からも、きょう現在まで計画書などの正式な提出がない中では、今回の署名活動自体が単なる憶測に基づいた行動であり、そもそも請願自体が的外れであるものと考えます。

私は、この請願に対して単純に賛成、あるいは反対ということではないのだと思うのです。その理由としては、現在の利根町の財政状況は既に破綻寸前である中で、人口減少の最たるものとして小中学校の廃校という事態になり、結果としてその場所である行政財産の利活用が課題に上がったものであります。

その上で町長初め執行機関が各種事業誘致の具体的検討に入る以前から、今回の反対署名が集められたわけではありますが、署名された多くの方々は、事業の具体的な中身やさまざまな観点での検証などがない中で、単なる憶測や事実と異なる内容だけで誘導されたものであります。

請願という行為は、確かに法律で認められた行為ではありますが、それではなぜにこのように町や議会を混乱させるような事態にまで至ったのか。それは、十分な議論や説明がない中でいたずらに署名などが集められた行為、そのものに起因するのではないのでしょうか。

現に守谷貞明議員は、みずからの立場を利用して町民に混乱をもたらしたとされ、町民から政治倫理制についての審査請求を受けております。この事実関係は、今後の審査会での手続で明らかとなるところでありますが、少なくともこのような疑いをかけられたことにより、議会あるいは議員の立場を著しく失墜させたとして、本町議会において、議会史上初となる問責決議が可決されております。

また、我々議員には政務調査費という議会活動に必要な経費として請求を認められている費用があります。これは言うまでもなく公金です。ほとんどの議員が議会報告等の費用としてこの政務調査費を使っております。今回問題とされた議会報告が、それに当たるかどうかは私の知る限りではありませんが、公金を使用して出す議会の議員報告に、事実に基づかない情報で住民に不安感を抱かせたりするようなことがあってはなりません。いずれにせよ、既に町民や議会を重大に混乱させたものであることは明らかであり、それにもかからず、まだこの請願を採択されることは、引き続き利根町をめっちゃめっちゃにしてしまうことにつながるのではないのでしょうか。競馬や競輪などの公営競技は法律によって明確に認められた事業であり、それらを簡単に批判、中傷されることは許されるものではないはずです。ましてや、町長がそれらの事業を誘致するなど一言も発表していない中で今回の騒動は、町の政治にする混乱や停滞を招くこととなり、議会議員としては後々に

必ず責任が生じるものになるとさえ考えます。

私は、請願そのものを単純に採択、あるいは不採択とするような問題ではなく、ましてや重ねて申し上げるとおり、町長が何らかの意思表示をしていない以上は、そもそも今回の請願に書かれる内容自体が意味を持っておらず、いわゆるあらかじめ町長を抑え込む行動、ここら辺が大事です、あらかじめ町長を抑え込む行動ならば、それは混乱が大き過ぎるのではないかと思います。

今後においては、さまざまな事業誘致についての十分な検討をされるべきと考え、その上で、まずは町長の考え方を聞き、それを議会でチェックすることが我々の本当の機能や使命であるはずで、町民の選挙により負託を受けた我々議員であるからこそ、町民の民意には耳を傾けなければなりません。したがって、今のような混乱や騒動の中での性急な行動は、私たち議員のみならず、町民に対して多大な迷惑をかけることになるものです。

町民の中には何もわからないままに署名させられた、既に署名をしてしまったが撤回させてほしいとの声が多くありました。それらの声の多くは、今のような騒動を終息してもっと冷静に判断したいとの気持ちのあらわれであるはずで、それにもかかわらず、このままの状態に進むことは、まさに民意を無視した議会の暴走であると考えられ、この町民の怒りは必ず私たちが受けることになるでしょう。

混乱や騒動をおさめた上で、みんなで選んだリーダーである町長の判断を聞くべきであり、そのためには、この請願を一度リセットすることが多くの町民の利益につながるのではないのでしょうか。議員の皆さんの良識ある行動を提案させていただき、私の発言を終了いたします。

○議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を許します。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

○2番（高木博文君） 2番高木です。私は、委員長報告に反対するとともに、場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願に賛成する立場から討論を行います。

まず、最初に、さきの3月議会において、総務常任委員会に付託されたこの請願の扱いについて、最終日、五十嵐常任委員長から報告があり、私はそれに対する質問等をさせていただきました。そして、そこで答えられた五十嵐常任委員長の答弁、それがこの休会中に誠実に実行されたことについて、関係者に対し、まず敬意を表したいというぐあいにあるところであります。

私は、請願紹介議員の一人として任を担っておりますので、署名に至る経過について述べたいと思います。特に今、佐々木議員の方から、町当局が態度を明らかにしていない、そういう中での請願署名は適当ではないというお話があったわけです。私は既にこの議会会場において、請願とはどういうものかということは何回かお話をさせていただいております。しかし、佐々木議員は私よりはるか先輩の議員でありますけれども、佐々木議員の

ブログ等においては、やはり請願そのものについて誤解をされているかに思いますので、改めてこの点について触れたいと思います。

議会は住民の代表機関として民意を広く行政に反映させるため、単に議会本来の権限事項を処理するだけでなく、町村の事務や議会の権限に属する事項全般に関する請願を受理し、これを処理する権限を有する、請願とは憲法第16条に規定された国民の権利として公の機関に対して要望を述べる行為であると明記されておりますし、当然地方自治法においても議会が陳情を受理するとともに、それにかかわる後の手続等についても触れております。このことについては、五十嵐常任委員長の方からも、前回3月議会のときに私は質問し、そのとおりであると。18歳未満であろうとも、外国人であろうとも請願を行うことができるんだと、このような趣旨も述べられましたし、また、町長の方からもその後のこの会議における私の質問に対し、町が出しているか、出していないかということについて、それは拘束されるものではないというお話がありました。

本来請願とはそういう趣旨のものであります。住民の声を議会に反映し、議会の意思として行政当局及び他の機関に対し、要望、意見を述べる、住民自治の観点に立つこれは手続であります。これを議会そのものがどうである、こうであるという形で言うこと自体、間違いであるというぐあいに私は思いたいと思います。

また、そのような趣旨を中心にして3月議会では継続審議の意見を述べられた方々もおられるわけですが、しかしそれが休会中審議を行い、そして6月2日には総務常任委員会で結論を出した。今日に至るまでも、町当局、町長からは別にこの問題についての具体的な提案はされていないわけでありまして。当初の主張からすれば、そのこと自体矛盾していると言わなければならないと思います。恐らく結果的には、私の主張する請願者の立場に立って扱われたから、今日この場面があるということだろうと思います。

私自身は、この問題について正式に聞いたのは10月28日、老人大学の場において若泉副議長から、これが済んだら町議会の方に来てほしいと、利根中の跡地問題について至急に報告し相談したいことがあるということでお声がかかり、来ました。そして、その場で簡単に利根中跡地に場外馬券施設を誘致する動きがあるんだということのお話がありましたけれども、その場には全議員が参加していたわけではありません。だから、私は、これ全議員にかかわることであって、全体に等しくその説明は行われるべきだということを主張しました。

そこで佐々木議員の方から、11月2日の日にNRSが町に説明に来ると、だからその後、議員に対してその説明を受けようではないかということで、11月2日にその話を聞いたわけであります。

正式な流れとしては、その後、11月末または12月初めにおける町政懇談会、この場において簡単に町長の方から参加した住民に対しての説明がありました。そこで私は、12月議会で一般質問を行っております。そのときの町長の答弁としては、これは町の今後にかか

わる重要な案件であるので、慎重に住民の声も聞きながら検討していくという答弁がありましたし、また、高橋議員に対する回答の中では、3月ごろをめどにこれについての判断をしたいと、その前に住民の声を聞く、このようなことを言われたわけでありました。しかし12月、1月を過ぎても何ら町当局の方からはそうした動きは見られませんでした。しかし私が知るところ、町長の方にはかなり早い時期からこの話は耳に入っていたようです。だから、10月23日にオフトひたちなかへ行って、みずからも現地を視察したということでありましょうし、それ以前にもみずからの後援会関係者に対しては、この場外馬券売り場についての事実は、これは認めております。どう対処するかということについては、もちろん何ら発言しておりませんけれども、そういう申し入れがあるということについては町長述べておられます。

そういう中において私どもは、うわさだけが先行し、1億円ぐらい町に協力金というものが入るようだ、あるいは雇用が100人確保される、今の町の財政厳しい中では、こういうものはやはり必要ではないかということが、私自身行きつけの散髪屋に行ったときに、私が一言も言わないのにその人から聞かされました。そういう話はいろいろありました。私自身はパソコンを使うことはできません。こんなこと言ったら、いつも妻に怒られるのですけれども、しかし親切に私の支持者の中で佐々木議員のブログ等を見て、関係ある場合はちゃんと教えてくれる、そういう人もおります。そういう中でいえば、佐々木議員はかなり早くからそのことを知っておられたようですし、10月17日の前日、16日のブログを見ても、あす現地を見てくるというようなことも書かれておりましたし、それ以前にも業者から説明を受けたといったとかということなども書かれておりました。

だから、私自身はそういう動きがある中で、これはやはり利根中の跡地問題については場外馬券売り場一辺倒では大変だと、この流れにストップをかけようということで、2月1日の日に署名を呼びかけた。場外馬券誘致に反対する会の仲間と一緒に記者会見を行い、そして記者さんに私たちの決意を述べたところでありました。

若泉議員はもっと早くから私どもがやったような発言がありましたけれども、正確には2月1日のこの記者会見以降であります。そして、2月20日をめどとして取り組み、25日に提出をしました。そして2月1日の記者会見後、記者が役場の方に来て、町長に対して今まで住民の声を聞くということで答えておられるけれども、これはいつ聞くのかというやり取りがあって、そのときに、3月ごろまでには結論を出さなければいけないから、それまでに意見を聞くというような発言があったように新聞報道を通じて私ども承知したところでありました。ところが、3月まではそういうことは何らありませんでした。

したがって、私は3月議会でもこの問題について一般質問を行っておりますし、また6月議会でも行っております。こういう今までの経過をたどってみた場合、私どもは住民の心配を正面から受けとめて、私は知り得た限りでのNRSの情報、これはちゃんと全戸配布等もやっておりますし、新聞配布等も多分民報利根町を含めると都合3回か4回やって

いるはずですが。私は幸いにも問責決議の対象にはなっておりませんが、かなり聞いた限りのものについては、そういうことは伝えてきたつもりです。その上でこの問題については町がきちっと住民に説明をし、利根中の跡地利用の問題について、場外馬券売り場でない方向でぜひ検討しようということを住民に呼びかけてきたところでもあります。

もちろん、3月議会における総務常任委員会の継続審議の動きを受けて、それに前後する形でかなり議員の皆さん動かされたやに思います。私自身も、もっとそれ以前でしたけれども、オフトひたちなかを私も個人的に視察に行きましたし、また、全委員がBAOO高崎に行った等々、同僚議員の中には、3回も4回もオフトひたちなかに行ったということを発表されております。特に住民に呼びかけての4月14日、4月30日、これは新聞等にその参加の呼びかけがありましたけれども、かなり大がかりで取り組まれたと、私はこのこと自体は敬意を表するところでもあります。

審議を進めるためにみずからの目を見て、あと住民にも呼びかけて、しかし、このとき60人、後段の方では行っておられるようですけれども、私はこの1,500円の会費で呼びかけられていたと、交通費と弁当代ということで1,500円で60人参加ということは、多分9万円実際に準備された方々には財政的に入ってきたと思いますけれども、実際バスを1台チャーターしたらどれだけかかるのか、私はこれを町が福祉バスを委託している平成観光に問い合わせをしました。そうしたら大型バスでは運転手つきで茨城県の北の方へ行くとすれば1台で8万円、高速料金約1万円、都合9万円が必要だということがありました。60人掛ける1,500円は9万円です。マイクロバスも同時に行ったと思われるので、このマイクロバスの代金、あるいは弁当代は一体どこから出たのか、これは追加で徴収をされたかもしれませんし、もし議員が、あるいはその足りない分を埋め合わせをしたかもしれません。しかし、もし議員がこの埋め合わせをしたとすれば、これは公職選挙法に抵触する中身であります。私は県の選挙管理委員会に問い合わせをいたしました。公職選挙法199条の2、寄附行為に該当するということでありました。

また、その前後して、業者の車等を利用して現地を視察してどうこうという場合どうなるのかと言いましたならば、これは公選法からは離れますと、それは恐らく警察の問題、刑法に触れる問題でありますから私どもは答えようがありません。このように県の選管ははっきり言いました。恐らくこういう私の心配は、あくまで心配だと思いますけれども、李下に冠、瓜田のくつという物事の例えもあります。やはり住民に疑われるような行為をしてはならない、もしそういうことがあっていろいろ問題が出てきたら、利根町議会に汚点を残すものと言わなければならないと思います。

具体的な請願趣旨に対して、請願に反対する立場の人たちは、子供たちに与えるさまざまな悪影響については、自分たちが実際にオフトひたちなかを見る中で払拭されたと、問題はないんだということをおっしゃいました。しかし、オフトひたちなか、皆さん、私もちゃんとオフトひたちなか見ても来ましたし、事前に資料も取り寄せております。このオ

フトひたちなかは、大井競馬場主催する競馬会、東京都特別管理組合が管理し、そのためにつくった競馬場であります。新設したものであります。そして、この東京都特別区管理組合は、今でも基金積み立て約170億円という地方競馬をやっている主催団体の中では極めて財政的に潤沢なところであります。そこがつくった施設で、そしてここにオフトひたちなか場外発売所施設及び運営概要というものを持っておりますけれども、わざわざ説明をつけております。

総床面積は地方競馬場外発売所では最大だと。2番目がテトラック三本木4,252平米、その約1.5倍、ここは述べ床面積は6,706平米でありますから、それはずば抜けてきれいな施設でゆったりとした、そして駐車場も1,200台を6カ所に分かれて、それぞれの道路につながるようにつくられている施設であります。フレッシュタウンや八幡台、布川台、住宅地に隣接し、主要地方道県道千葉竜ヶ崎線1本しかない利根中の跡地とは全く違うわけです。

先ほども言いましたように、劇場か映画館かと思間違えるような大変きれいな建物です。あそこに行かれたならば、我々が言うのは全然話にならないとお思いにならうかと思えます。しかし、私どもやはり類似した条件にあるところをちゃんと見るべきではないか。B A O O高崎を見られた方については、第一印象でオフトひたちなかとは余りにも違い過ぎる、このように思われた方が多数おられると思えます。

また、交通渋滞の問題についても、私はやはり心配の種です。ごく最近はそんなに渋滞していないような状況もまま見られますけれども、やはり祝日等については結構行楽シーズンの場合、あそこは渋滞するというのは当然です。ましてや年間365日しかないのに、360日か363日営業するといっております。そして大井競馬場のツインクルレース、ナイター競馬もやるといっております。既に何人かの方が触れられておりますけれども、ナイターの場合は午後2時30分に開場して、そして9時10分が閉場ということになります。中央競馬でも地方競馬でも、その1日のレースの中で一番馬券の売り上げが伸びるメインレースというものが組まれます。メインレースを頭からやられるというのは、普通はありません。やはり最後の方にメインレースは予定されていると、そして入場者を引きとめて、そこで一番人気のあるレースを主催し、それが済んだら一斉に出ていくと。そして、複合商業施設として恐らく車の台数950台ということをおっしゃっておりますけれども、これは950台が一方的に通過するだけではないのです。950台が入ったら、入った分が出ていくわけなのです。だから都合1,900台の交通量に相当するわけであります。

私はそういうことを考えてみた場合、特に下校時の子供たちに与える影響、竜ヶ崎南高校に通う子供たち、利根中に通う子供たちは、自転車である県道千葉竜ヶ崎線に沿って移動するわけです。そして小学校の子供たちは、布川小学校から帰る場合、あの道路を横切って帰らなければならない。このこと考えた場合、やはり下校時にはまともにぶつかると、これは否定のしようのない事実だと思えます。私はその意味からも交通渋滞の不安は決し

て消えてはいないというぐあいには言いたいと思います。

それと、子供たちに対する教育上の悪影響です。私はやはり子供たちはいい環境で勉強してほしい、このように思っております。多くの親御さんがそのように思っておられるのではないのでしょうか。また、教育関係者もそのために一生懸命努力をしているのではないのでしょうか。あるいは地域のボランティアの方々が登下校の安全を守るために協力されているのも、将来を担う子供たちを大事に対処していきたいと、そういう思いがあるからではないのでしょうか。そういう中で利根町に場外馬券施設ができるという、先ほど守谷議員の議会報告にかかわっては、既に今井議員の方からも発言がありました。私も同様の文書を持っております。これはかなり周知された事実であります。ここには、2003年3月25日付茨城新聞県民論壇の中で書かれている、全く同じ中身でのそういう数字、日時、それを出されている資料を持っております。

また、他の自治体でどういう実態になっているのかということについても、いろいろ書かれている部分を持っております。時間がないのでそれは省略いたしますけれども、やはり家に帰っても競馬新聞があつたり、そういう状況が生まれているところはあるんです。そしてまた、今、ワーキングプアが言われて、これは子供たちではありませんけれども、青年になってからもなかなか思う仕事につけない、毎日毎日ワンコインで電話でもって仕事を探して、そこへ行ってその日の糧を得てくる、そういう厳しい状況に追い込まれたときに、少しお金が残っておった、これを何とかふやしたい、ふやしたいという形で、やはり近くに施設があれば手を出す、これは人間弱いものがありますから、否定できないと思います。

また、年金生活者も非常に厳しい生活状況に置かれております。そうした中から、少しでもこれをふやしたいなどということで、手を出すかもしれません。そうしたときには、やはり生活の破壊につながるものが非常に危惧されます。特に利根町は一層高齢化し、年金生活者中心と言っても過言でない状況があるわけにありますから、私は子供に対しても大人に対しても悪影響は極めて大だと、この心配は全然変わっていないと思います。

また、交通渋滞、交通事故、これも当然のことです。1本しかない道が渋滞したら、必ずやフレッシュタウンやニュータウンの方に迂回すると思います。ギャンブルの場所に来て、例え勝ったら勝ったでうきうきでハンドルがおかしくなるかもしれませんし、負けたら負けたで今度はいらいら、こんちくしょうという思いで乱暴な運転になるかもしれません。それらを考えてみた場合、通常の渋滞とは違う、また別な事情がここに負荷されると言わなければならないと思います。

さらに、皆さん、今議会まさに何でもありで、冒頭から守谷議員に対する問責決議が出されたわけでもありますけれども、これについては、先ほど来主張しておりますように、多くのところでその数字は使われております。私自身はちょっと古い数字だったら私の宣伝物には使っていないだけでありますけれども、これは多くの関係者が熟知している、そう

いう中身であります。こういうことに対する問責決議は論外であると思えますし、また、それについて、その後の対応はいかがという形での動議の提出、その後、県の議会事務局に問い合わせしたところ、こういうことは例がないと、6日の日に問責決議が出されて、わずか何日もたっていないのに同じ議会でそういうことはできるのかという疑問を、逆に投げかけられたようであります。

暴力団の出入りの危険性の問題について、公営競技でのみ行為が行われ、暴力団の資金源となっている事例は多く使われております。確かにひたちなかの例については、私どももそういう資料は入手しておりません。私も過去3年間にわたって、ひたちなかはどうであるかという警備の状況については、具体的にひたちなか市の市議さんを通じて、市当局もしくはオフトひたちなかから取り寄せておりますけれども、そういう状況にはなっていないわけであります。

しかし、いずれにしても、千葉竜ヶ崎線の交通渋滞は、利根消防署の緊急車両が出入りする、その県道に直面しているということから考えてみた場合、住民に不安を持たせると、私はこれは間違いないだろうと思えます。したがって、幾つか上げられた私どもの請願趣旨、すべて払拭されたというお考えには同意するわけにはいきません。

それから、利根町の財政が非常に厳しい。そこに安定的な自主財源としての場外馬券施設はやむを得ないのではないか、このようにおっしゃる方々が多々おられます。誘致賛成の議員はすべてその立場でありますけれども、これはNRSが我々議員に対して、白旗議員を通じて配った資料であります。中身は農林水産省生産局競馬監督課平成17年地方競馬統計資料となっております。どういうものか白旗議員は、公開討論の場ではこの資料は使いませんでした。これを見る限りでは、平成17年度の競馬主催者の歳入歳出トータルしたらどうなるかということでもあります。平成17年度売上金は入場料とか助成金いろいろなものを含めても4,005億200万円、そして他会計よりの繰入金、競馬基金取り崩し基金、地方債借入金、253億円を加えて4,258億円の収入があったということを書いております。

そして、歳出はどうなっているか、払戻金、返還金、開催経費、交付金、納付金もろもろ入れて4,088億5,800万円、ただし毎年自転車操業でやっております。前年度からの赤字を繰り越してきた分について342億円の穴埋めをしなければならない。他会計への繰出金はすべての主催者でゼロです。競馬基金積立金で6億8,900万円、起債償還金9,600万円、都合4,439億3,600万円出ていったと。したがって、平成17年度においては180億5,000万円の赤字、これが正式な農水省の地方競馬統計資料で出されております。そうした中で具体的に書いております。地方自治体の財政に占める競馬収益金の割合は低下してきている。

(平成17年度に収益金を繰り入れた主催者はない)と、競馬を実際やることによって利益が上がって、それを自治体に繰り入れたところは一つもないということ、はっきりこれでは書いておるわけです。

さらに、主催者別単年度収支状況及び平成17年度末基金積立金残高はどうなっているか、

主催者は全国で平成15年度の時点ではホッカイドウから熊本の荒尾まで20あったようです。そして平成15年度は単年度で122億5,634万6,000円の赤字です。その翌年度には山形の上山競馬が廃止になりました。一つ主催が減ったわけです。そして189億2,222万6,000円の、これもまた赤字になりました。

そして平成17年度には、栃木県の足利競馬が廃止になりました。群馬県の高崎競馬も廃止になりました。そして、この年度の単年度の収支は83億5,616万円の赤字です。そして、九つの主催者が翌年度へ赤字の繰越金を計上していると。ホッカイドウ市営競馬組合313億円とか、埼玉県の浦和競馬177億円とかいろいろあります。……ごめんなさい、これは31億円とか17億円ですね、一番大きいのは岩手県で、ここが137億円、とにかく、9主催者の赤字の合計額は346億3,671万1,000円、赤字をずっと持ち越してきていると。九つ以外のところで幾つか基金積み立てを行っているところもありますけれども、そこは44億3,605万9,000円、ここは基金を積み立てしておりますということになっております。赤字の持ち越しが346億円に対して、44億円しか基金を積み立てしてしているところはないと。

例外は一つありまして、先ほどいったオフトひたちなかを運営している特別区競馬組合は、平成15年以降は別会計にしていると。財政調整積立金としておって、ここは163億円の内部留保があると、こういう内部留保がある東京都の特別競馬組合でありますから、あんな立派なオフトひたちなかをつくることができたわけであります。

そして、皆さん、一番身近なところで、競馬ではありませんけれども、取手に競輪場があります。あの取手競輪、取手市そのものが競輪場の土地等を管理をして、自分のところが主催しているのは年間の中で一番いい日をとって主催しておるようであります。しかし、その取手市そのものへ入ってくるお金も激減しております。一番ピーク時には取手市には10億円を超えるようなお金が入ってきたようでありますけれども、今日時点では非常に厳しい状況になっております。さらには、土浦、水戸もこの取手競輪場で自分の主催の競輪を行ってやってきたわけですが、これは既に二、三年前に撤退しました。補償金を払って。ここも一番ピークのときには132億円の売り上げがあつて、土浦市、水戸市にはそれぞれ年間で6億5,000万円ほど繰り入れするぐらい景気がよかったです。

そういうイメージだけを持っている人は競輪とか競馬とかもうかるんだと、やったらもうかる、だから場外もやったらもうかるんじゃないかというぐあいにお思いでしょうけれども、現在取手市は、毎年取手市に入っているお金は4,000万円とか5,000万円です。そして、取手市も競輪をやめなければならない時期が来るかもしれないと、遅ればせながら積立金を始めようということで、1,000万円、1,500万円、平成17年から始めたやに聞いております。非常にギャンブルは浮き沈みが激しいわけです。だから、私はこれは実質的な安定した財源にはならないというぐあいに思っております。

いま一つお話ししたいのは、中央競馬はピーク時4兆円ぐらいが、今は2兆数千億円という形で、減ってはいるもののまだかなり調子いいわけです。地方競馬は1兆円から3,760

億円、3分の1の近くになっているわけです。その地方競馬ですら、中央競馬を取り巻く状況は厳しいと、そしてまた場外馬券施設をつくろうと思えば住民の反対も多いと。

平成14年の事業計画、ここにおいては現在建設中の場外馬券場ウインズといたしますが、ここ以外については今後中央競馬は場外馬券場はつukらないということをいっております。さらにまた、これは総務省が特殊法人に関する行政評価監視結果に基づく勧告、事業の見直しを中心にしてということで、日本中央競馬会にこの平成14年に勧告を出しております。そこではかなり難しいのだからと、場外馬券方式でなくて、インターネットとか、とにかく電話投票とか、そういう形に切りかえなさいということを出しているのです。それを受けて、この事業計画はそういうことを見直したということでありませう。非常に私は競馬の売り上げというものは波があるという意味で、一つは指摘をしておきたい。

もう一つ、この場外馬券場はどういう仕組みでつくられるのかということでもありますけれども、私は農水省に5月13日に行きました。生産局畜産部競馬監督課の地方班班長田中何がしという人とお会いして、名刺等もいただきいろいろお話をさせてもらいましたけれども、そのときに一番最初にくれたのは競馬法施行令というものです。競馬場外の設備第2条、「競馬会は」という形で、これは競馬を主催する人たちがこの場外馬券売り場をつくるのであって、皆さん方が言っているNRSがつくるわけではないと。業務委託を受けてつくるという実際の作業はするかもしれないけれども、農水省の窓口は競馬会ですということになっています。

その証拠に、NRSが一番最初に我々に説明した書類の中で、地元同意とか何らかの書類はホッカイドウから荒尾競馬組合まで、競馬組合御中に場外発売場設置にかかわる同意書は提出するようになっております。多くの方が何かNRSが場外馬券売り場をつくるんだというぐあいに勘違いをされておるようでありますけれども、これは各競馬会がつくるということを決めております。

そして、この場外馬券施設についていろいろなことを言っておりますけれども、売上金等については、競馬を主催する自治体がつくった条例に基づいて売上金を交付するということになっております。私には、先ほど言いました、今一番留保金160億円持っている大井競馬を主催する東京都特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所所在地市町村交付金条例というものを持っております。目的第1条では、途中を略しますけれども、勝馬投票券発売施設が存することで通行車の増加等による地域関係の負荷に対する当該区市町村の負担を軽減し、当該地域における勝馬投票券発売施設の円滑な運営に資することを目的として、この交付金は出すということをしております。そして、交付金の額は、競馬場外の勝馬投票券発売所が所在する区等に対し、当該施設における組合営競馬の次の表の上欄に掲げる年間売得金額が多い、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を支払うということで、これは直接大井競馬にかかわるところの関係で、他の場外についてはまた別な条文がこれ以外に

あるのですけれども、5号交付金場外発売を行う勝馬投票券発売施設が所在する区市町村に対し、当該勝馬投票券発売施設における場外発売によって得た年間売得金額に100分の1を乗じて得た金額、50億円未満の場合は年間売得金額の100分の1を乗じて得た金額、はっきり書いています。上は250億円以上のところもずっと金額が書いてありますし、そういう金額を書いておるわけです。

したがって、売り上げ、売得金額に応じてこの協力金というものは払われる目的税財源です。ある誘致に賛成する議員は、条例に書かれていたとしても、別にそれに反したからといって、それを返せといわれた事例はないと、だからそれは勝手に使っていないんだということをお話がありました。私は、近日中にこの特別区の競馬管理組合を訪ねて、その事実を確認したいというぐあいに思います。また、それ以外にも交付金を交付された区市町村は第1条に定める目的を達成するための交付金であることに留意し、その用途に用いなければならないと、はっきり書いております。

そして返還の請求、管理者は、勝馬投票券発売施設所在地区市町村が交付金を目的以外の用途に使用した場合には、当該区市町村に対し、その全部または一部の返還を請求することはできるものとするということになっております。一たんもらったのだから、確かにお金には番号を打っておるわけでもなし、色がついているわけでもありません。使ったらわからないかもしれませんけれども、明確にこのような条例で決められているものを頭から無視していいのかどうか、それぞれのこういう自治体にも行政オンブズマンもおりますし、区の住民もおるわけでありますから、それらを含めて私はどうなるのかということをしつかり確認をしたいというぐあいに思っております。

そしてまた、競馬法の施行規則においては、地域住民の合意を得なければこうした施設はつくってはならないということもいっております。競馬場外の設備の設置について、地域社会との調整が十分に行われていない場合には、設備の設置の承認は行わない。これは競馬法施行令の一部改正ということで、ちゃんと農林水産省から出されている文書であります。私は、そういうことを考えてみた場合、非常に財源にはあいまいさがあるということをお話しなければなりません。

さらにまた、これは茨城新聞で報道された2月6日付の新聞でありますけれども、常総市に場外発券場の動きということが報じられております。常総市では、中央競馬、競輪、そして競艇、そのうちの二つを中心にして場外での発券場を誘致するという、既に市に対して正式な文書が出されております。これは業者の判こもちゃんとしたものであります。売り上げ目標はトータルで400億円、そのうち1%をちゃんと出しますということも文書で書いて出されております。そして、そのちゃんとした業務概要書を受けた常総市は、全員協議会、さらには住民団体に対し、その文書そのものを出して、それにつけての意見を聞いているという状況があります。そして、建設する時期も、これは平成21年関係する道路の完成にあわせてオープン予定というところまで書いてあるのです。ここにちゃんと常

総市の企画課が受け付けた平成19年8月21日付の判こがありますし、そして、これは10月時点では既にちゃんとそういう形で出されているわけです。

私は賛成、反対の立場を超えて、本当にこの町でそういう事業を起こすという気があるならば、こんな単純なものですから、ちゃんと町に対して出してくるべきだと思います。これが出されてこれないというのは、利根町の特別な事情があるからだと思います。これは恐らく町長は一番苦勞されているところでもありますけれども、現在利根中跡地は第1種中高層住居専用地域です。これを商業地もしくは住宅地に転用しなければ商業施設もできませんし、ましてや場外馬券売り場もできない。そして、ここ利根町は首都圏に近い、いわば住居が非常に密集した、そういった形での役割を持っておりますので、県の都市計画課は、利根町は首都圏近郊地帯で許認可のハードルが3段階高いということをいっておりますし、知事が認めても国土交通省の同意が必要なんだと、そして学校跡地に校舎が現に建っているため、文科省の許可も必要とまでいっております。

住民の意思が反映されたマスタープランであること、これは町長、この後、マスタープランをつくって県とやるんだということを言っておりましたけれども、そしてそこには中長期的展望に基づいた計画の見直しであること、これが県の都市計画課が知っている、我々が聞いたところでの条件であります。

また、農水省の競馬監督課は、場外馬券売り場開設の申請は主催者がやると。町は地元の同意と協議が必要、そして警察の判断も大きく影響すると、特に開設のどの段階においても暴力団、やくざがかかわった場合については、非常にこれは難しいということもはっきり言っております。そして学校跡地が場外馬券場の施設として使われた例はないということもいっております。

また、私が周辺2キロ、直線1キロという距離を示したことについて、若泉議員はそういう事実はないということを発表されました。私もそのことを確認しました。そうしたならば、そのことを理由にして即受け付けない、受理しないということはありませんと、たとえ直接1キロでも山もあれば川もあるわけです。地域住民との関係で迷惑をかけるかどうか、その具体的な事例としてそういう施設をいっております。

なお、これにつきましては、1990年の運輸委員会において、これは船券売り場にかかわる国会内のやり取りの中で、時の運輸大臣が具体的な委員とのやり取りの中で、周辺2キロ、直線1キロの地図を見させていただいて、確かにおっしゃるようないろいろな施設があると。それはそれとして慎重に検討して、我々として許認可を考えなければいけないということを言っておりますので、私はこれは農水省から私どもは確認した、その中身は正しかろうというぐあいに思っているところでもあります。

そして、今まで全員協議会あるいは公開討論会で、さすれば我々に対してどういう対案を持っているんだというお話がやられております。これは新聞記事でありますけれども、土俵際の公営ギャンブルという形で、マスコミの目から見ても公営競馬に依存するそうい

う財政運営は非常に危ないんだということをいっておるわけです。

私は、利根町は確かに年々人口は減少し、国からの地方交付税等が減らされる、経常収支比率99%から99.5%、大変厳しい状況にあるというのは、よくよく承知しているところであります。私は今この手元に茨城県44自治体の決算カードをまとめたものを持っております。これを見たら一目瞭然であります。確かに利根町の財政状況は厳しいわけであります。しかし、はっきり言いたいのは、今こういう財政事情にあるのは利根町だけでは決してないということです。原因がどこにあるのか、もとをただして、そこで是正する方向も同時に追求しなければ、いかに一時的に場外馬券施設でお金が入ってくるかもしれませんが、しかし、基本的にはざるで水をすくうようなものであって、それは基本からそれを是正することにはつながらないというぐあいに思います。

そして利根町は、今、地方債の交付状況は46億、それとは別個にまた今後返していかなければならない12億円を含めて、約58億円借金もしくは借金に類似するものがあるわけです。それに対して、一般財源としては三十数億円ですから、170%ぐらい非常に厳しい状況にあります。皆さん方がよく夕張、夕張ということ为例に言いますが、夕張は同じ数字を対比した場合、450%、そういう状況に今日あるわけであります。

それから、利根町の公債費比率は今15.2%です。これも茨城新聞が発表しておりましたけれども、茨城県全体の平均は15%です。そうしたもとで利根町の15.2%というのは、44自治体の中のちょうど22番目です。非常に厳しい財政実情ではありますけれども、幸いに利根町は健全な財政運営をしてきたということもあって、借金そのものについては他の自治体よりはちょっとましな部分もあると、決してこれはいいとは言えませんが、私はやっぱり利根町が少子化が一層進む、そして12年後には高齢化、65歳以上が30数%以上にもなるということ見越すならば、そのことを前提にしたまちづくりを今徹底して考えていかなければならない。そのためには、住民がこれ以上減らないようにどうするのか、そうしたまちづくりが大事だと思います。現実、この場外馬券売り場が来たとするならば、私はここに住みたくはないということを行っている人が多々おるといのが、せんだっての公開討論会の参加者の中からの発言もありました。あるいは大学、社会人になって利根町を離れたけれども、将来子供を連れてまた利根町に帰ってきたい。そして、親の面倒もみたい。そのように考えているけれども、この場外馬券施設ができるとするならば、ちょっと二の足を踏む、考えさせてもらおうと、この方はそういう子供たちに負の遺産を残すなと、とにかく人口減少に歯どめをかけるようなまちづくりのもとで、中長期的に町の建て直しを図ってほしいということをおっしゃられました。

いま一つ、利根中をつくるときの用地提供者にかかわる問題については、先ほど今井議員からお話がありました。当時かかわった元町の職員は、私はその人たちに顔向けができないと、泣かんばかりにして私どもに訴えたということもあります。確かに今財政は厳しいですから、一時的に借金はふえるかもしれないと。しかし、それでも5年、10年、15年

後を見越した利根町のあり方を追求すべきだと、そのためには利根中の跡地はもとよりですが、布川小、東文間小も住民のための施設として役立たせていくと。

現在、利根町の予算では国保会計で約20億円、介護保険関係で10億円、後期高齢者医療制度にかかわる予算、直接は2億数千万円ですけれども、これは本人1割と後期高齢者用の支援金部分だけで、あとは国とか現役世代が持っている、恐らく10億円以上ここにもお金がかけられるはずで、都合40億円、利根町は今、医療福祉、介護の関係で支出しております。もしここで元気で長生きできる利根町を徹底して追求していくもとの、病院や、あるいは福祉施設、介護施設等のお世話になる時期を少しでも先送りにすることができれば、1%節約すれば4,000万円、2%節約すれば8,000万円、損して得とれという言葉がありますけれども、今は厳しいけれども、将来を見通した施策をこの利根中跡地の活用、あるいは布川小の活用、東文間小の活用、こういったものをやりながら頑張っていくべきではなかろうかと思えます。

今、自治体の財政が非常に厳しい中で、町の、国の地方交付金等は非常に減らされております。しかし、そういう中においてもまちづくり交付金という形で、特別にその自治体が元気を出してこういうまちづくりするという意欲的な事業を、施策をとるときには、国も別枠で財政措置をとるといえるのはあるわけです。金額的に知れております。例えば利根町の場合、あのデマンド型バスを導入する際には、そこらを活用したと思えます。まちづくり交付金は全国都市地域再生を推進するため従来の補助金とは全く異なる地方の自主性、裁量制を高めた支援措置という形になっております。要は、町長を初め、行政当局が今後の利根町をどうしていくのか、少子化と高齢化が全国に先行して進んでいるとするならば、そういう利根町をどうつくっていくのかという先進的な事例を挙げて、国に交付金の支出を迫っていく、私はこのことが大事ではないかと思えます。

さらには、龍ヶ崎の塵芥処理組合や地方衛生組合等のあの施設をつくる際の談合違約金、こういったものも町長を先頭にして関係の議員がしっかりと追求し、利根町の手にとり戻すべきだと思います。まだまだ財政を節約するという部分も多々あります。私は、そういうことも含めて今後の利根町を考えていく、その出発点がこの問題であるという認識に立っておりますので、この請願については速やかに採択していただきますよう、このことを議員各位にお願いをし、私の発言は終わります。

○議長（岩佐康三君） 暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後3時00分開議

○議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、反対の方の討論を許します。

12番飯田 勲君。

〔12番飯田 勲君登壇〕

○12番（飯田 勲君） 私はこの請願第5号と6号に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

というのは、非常に利根町の財政が厳しいと、そういう中で少しでも収入増を図っていかなければならないのではないかと、そんなふう思うところから反対という立場で討論をさせていただきます。

私は、今までに各議員さん方がいろいろと述べておられましたので、細々とはやりませんが、財政状況の方から私は反対をさせていただきます。

現在の利根町の財政事情は、先ほどから議員各位が申し上げているように、5億円とも6億円もの税収不足になるのではないかと、そういう状況に置かれているわけでございます。この4月には、利根町集中改革プラン追加版というお知らせが各戸へ配布されてきました。この集中改革プランを見ると、大体は公共料金等税の見直しですね、イコール値上げという形になってくるわけです。私は、六千何百名かの誘致反対の署名された方がおりましたが、私はこの利根町の財政状況をよく認識されていないのではないかと、そういう認識されていない中で署名をされたのではないかと、こう思うわけでございます。

ちょっと話は飛びますが、今、国会では後期高齢者医療制度でもめにもめております。これは2年前に決まっていたわけです。しかしながら、今までは波風も立たず、順調にこの後期高齢者制度に対しては波風が立たなかった。しかしながら、年金から天引きされて、一人一人が今度は意見を出してきたわけです。それに呼応したように、今度は国会議員が国民の声はこうであると騒ぎ出したわけですね。

要するに、2年前から良識ある国会議員であれば、その成立した時点から改正を求めるとか何とかするのが当然であると、私はこう思います。これと同じように、一般の町民の方も、全部とは言いませんが、一部の中にはこの集中改革プランが実際に進みまして、いろいろな税が値上げされたときには、これは利根町は本当に大変なんだという認識が生まれてくると、私はそう思うのです。今はそれほどではないのですよ。やはりこの町民の一部には、今の財政の厳しさというものを認識されていないと、私はそんなふう感じるところでございます。

そういう財政事情の厳しい中で、今までどういうことをやってこられたかという、一番大きいのは小学校の、布川小学校と太子堂小学校の統合ではないかと思えます。そして、校舎が太子堂小学校へと。私は布川小学校というのは歴史と伝統のあるすばらしい学校だと思えます。その設備もすばらしいものだと思います。しかしながら耐震化できないのですね。耐震化ができなかったわけです。私は統合の大きな理由として、その耐震化があるのではないかと思えます。もちろん統合にはいろいろな理由がありましたが、大きな柱には耐震化ができないと。耐震化ができない校舎で子供たちを学ばせることはできないと、それで統合して太子堂小学校が布川小学校と名称を変更して校舎をあちらへ行ったわ

けです。

これが仮に、耐震化工事の財政措置ができた場合には、伝統と長い歴史にはぐくまれた布川小学校が使われたのではないかと。仮に統合されても、布川小学校の校舎が使われたのではないかと認識するわけでございます。

それから、利根町の地方債ですね、先ほど高木議員がおっしゃられていたように、利根町の公債残高ですね、20年度末の見込み残高で40億6,900万円、これは10年前の11年度の予算書を見ると、やはりこの残高が54億8,100万円です。14億円減額されているのです。利根町の借金。それで、私の記憶によりますと、この11年度のころは実質公債費比率が11%台だったと記憶しております。しかしながら、この地方債が額が小さくなったにもかかわらず、現在の18年度の決算で見ると15.2%なのですね。先ほど高木議員が申し上げましたように、15.2%、公債費比率は上がってしまっているのですね。実際には借金は下がっているのに公債費比率は上がってしまったと。

これは何を意味しているかということ、収入減なのですね。収入減、要するに、収入が少なくなってしまった、10年前よりも収入が少なくなってしまった。10年前と比較してみます。

11年度の当初予算で町税は18億7,300万円、交付税では20億5,000万円、これだけあったのですね。しかしながら20年の当初予算では町税が約17億円、それから、交付税が14億4,000万円、町税で10年前より1億7,000万円少なくなっています。交付税で6億円少なくなっています。都合10年前と比較して7億7,000万円が少なくなっています。そのために、公債費比率というのが上がってしまった。よく、財政状況の指針として公債費比率と実質財政力指数ですか、それから、もう一つは経常経費比率という三つで町の財政状況をあらわしておりますが、この一つの中に公債費比率、15%になると財政硬直化と呼ばれています。15%を超えると財政硬直化、それをあらわすように経常経費比率が99%台になってしまう。このままいくと、借金はだんだん減額されます、もちろん減額していかなければなりません。しかしながら収入も少なくなる。公債費比率は上がる。要するに経常経費比率も上がってしまう。余計な、要するに社会資本の投資には全然回せないという状況になってくるわけです。

ある議員は国の補助金とか何かで何とか面倒を見てもらいたいと言っているわけですが、国の状況は、私は国の方は余り詳しくはありませんが、一般会計で82兆円、その中の30兆円は赤字国債なのですね。要するに国債の元利払い、元金と利息を払うために30兆円もの国債を発行しなければ予算を組めないという状況でございまして。利根町の地方債は一般会計と比較すると、一般会計の予算が48億円、50億円といいますが、実際には48億5,000万円ぐらいですね。それに対して40億円となるわけですが、国の場合は累積が一般会計の82兆円の8倍とも9倍ともいわれる国債残高があるわけでございます。

こういう状況の中で国は金を地方へ出してくれるかといったら、これは当然無理という

感じになってくるわけです。そのために交付税が減らされているわけでございますから。

私は単純に比率を考えると、これ公債費比率30%になってしまうのではないかと、33%になっている。利根町の場合は15%、国より利根町の方が財政事情ずっといいんじゃないかと思うわけです。国はそれほどひどいと。利根町がつぶれる前に国がつぶれてしまうのではないかと、私はこう思っているわけでございますが、とにかく国のお金はあてにはならない。やはり、地方分権、三位一体、こういうものがこれからますます厳しくなってくるのではないかと思います。要するに、三位一体改革は改革という非常に言葉上はよろしいですが、補助金のカット、交付税のカット、それで財源の移譲と、どれだけ財源の移譲がされましたか、今までに。財源の移譲はされていないのです。だからこそ収入が減ってしまったのです。こういう三位一体改革がこれからもどんどん進んでいきましたならば、本当に利根町は苦しい状況に追い込まれていくのではないかと。

乾いた雑巾をさらに絞れといいますが、限度があります。歳出の削減には限度があります。これからは、そういう歳出の削減を少しでも進めながらも、自主財源の確保が急務と考えるわけでございます。この辺を十分に認識されてこの請願を審議されたらばいかがかかと、そんなふうと思うところでございます。

以上で、私は反対の立場で討論をさせていただきました。

○議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

7 番中野敬江司君。

〔7 番中野敬江司君登壇〕

○7 番（中野敬江司君） 7 番中野敬江司です。きょうは特に賛成討論の原稿の予定はしておりません。ただ、今まで賛成、反対の討論を聞いていますと、一つ残念ながら落ちていることがあるのではないかとということが私感じる次第でございます。そのために請願第5号、第6号 場外馬券売り場誘致中止・撤回を求める請願については、私は賛成であります。

主な理由ですけれども、これは3月議会に提出されておまして、私は一貫して3月議会の場において、これは採決すべきであるという一貫的な主張を持っておりましたけれども、残念ながら延ばし、延ばしによってきょうの採決になりました。

私はこの請願はこういう、いわゆる地域に迷惑がかかるような馬券売り場、これはつくってほしくないという強い町民の思い、6,700名の思いがあつてこそ請願に出てきたわけでございます。そういった意味では、当然3月議会で決着を図るべきだったというのが、私の考え方でございます。

それで、私の大きな反対の理由と申しますのは、5月12日、高崎の場外馬券売り場を視察いたしました。これは今問題になっている会社が経営している会社でございます。そこで見た光景は、今、高木議員、今井議員もちょっと触れておりましたけれども、ほとんどのお客さんは私と同じような年寄りです。ここにいらっしゃる傍聴席の方もご年配の方が

いらっしゃいますけれども、そういった方が大体馬券を買っている方なのです。これは、
どういう形で生活しておるか推測しますと、多分年金生活で生活しているのではないかな
と思います。国民年金の人もいるでしょう、厚生年金をもらっている人もいるでしょう。
おりますけれども、買うお金は年金なのです。余裕あるお金で買っているのではないの
です。それで、その3,000円、5,000円というお金を持って、楽しみに行くんだというこ
とで楽しみに行く場は、馬券売り場ではないと思うのですね。

そういう意味で、私はこの年金から取り上げたお金でもって町が裕福になればいいのか
と。よく考えれば、それは若干違うのではないかという思いをしているわけです。

そしてこの地方競馬、何日開催されると思いますか。高崎のレーシングは中央競馬と地
方競馬合わせて341日開催されると聞いております。それで、昼間は地方競馬、日本にた
くさんありますから、どのぐらいあるか勉強しておりませんからわかりませんが、
小さい競馬場から日本で一番大きい地方競馬といえば大井競馬場ですね、地方では。そう
すると、大井競馬場の場合はナイターでやっているようですけれども、昼間は小さい地方
の競馬が売られていて、それは多分10時ごろから馬券を売ようになるでしょう。続いて
今度は午後からナイター設備を持っている例えば大井競馬場、そういった競馬場の馬券を
売ようになると思います。

そうすると、朝10時ごろから夜の9時ごろまで、ずっと競馬場は開催されているので
すね。券を売っているのですよ。そういう状態になるのが、今、誘致してここで開催を
図ってもらいたという賛成派の人が言っていることなのです。

ですから、朝起きて、奥さんきょうは馬券場に行かないでくれよと、お金がないよとい
う方が必ず僕は出てくると思うのです。そういったことのないように、つくらなければ、
この近所に住んでいる人は、そういったところに多分行かないと思います。これは新しい
お客さんはそういったところへ行くかと思しますので、そういった家庭崩壊につながるよ
うな馬券場というものを利根町につくってほしくないという考え方が私には一貫してある
のです。

ですから、これからの財政は本当に厳しいと、私も十分承知しております。これは、町
長が今、用途変更ということで本議会において一般質問の中で多くの議員から質問されま
したけれども、一貫して用途変更が先であるということで答えを出しておりません。本来
であれば、この問題はそういうものは別にしても町長は、私は誘致に賛成であると、誘致
に反対だということを明確に町長が町民の皆様方に説明をしてあるのであれば、今こうい
う問題は引きずってこないわけです。それを放置していたために、今、この問題を議論
して町民の中で、いわゆる賛成派、反対ということで議論されているのです。ですから、
町長がしっかりとみずからの決断をしてほしいと、早急にしてほしいという思いがっぱ
いであります。

もう一つは、用途変更は町長は急いで申請して、その使用目的をはっきりさせて、それ

で規制緩和を図って町政と我々議員と共同で、本当に利根町の住民の福祉向上といったものになるような形の企業誘致を図っていただきたいということをお願いしておきます。

そのためには、私は全力で町長を支えていきたいと思っておりますけれども、よろしくその点は誤解のないようお願いしまして、私の賛成の討論といたします。

○議長（岩佐康三君） 次に、反対討論の発言を許します。

6 番高橋一男君。

〔6 番高橋一男君登壇〕

○6 番（高橋一男君） 6 番高橋一男でございます。私は、請願第 5 号、6 号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願に対し、反対の立場で討論を行います。

この討論の前に一言、先ほど高木議員の発言の中で、小学生児童に対する交通問題ですね。この件に関して、下校時には非常に危険が伴うという発言をされたようですが、小学生の児童の下校時間というのは、午後 3 時以降が、例外を除いては 3 時以降がほとんどの時間帯であると私は思っております。その時間に関しましては、当然警備員が常備張りついておりますので、この問題に関しては、全く危険性は伴わないということをお伝えしたいということです。

もう 1 点、それで 3 時過ぎの、皆さん、馬券場へ行って競馬をやる方はご存じだと思いますが、3 時から 3 時半というのは大体メインレースが多いのですよ。レースとしては。そのメインレースというのはほとんど重点的に馬券を購入する方が非常に多いということで、その出入りの激しい時期からは、逆に言えば一番少ない時間帯であると、そのように、私も競馬にたまに行きますけれども、これは間違いなく 3 時から 3 時半というのは一番のメインレースであって、特にほとんど出入りというのは少ないです。そういう面からいいますと、この高木議員の発言に関しては、危険であるということは、これはちょっと間違いであろうと、私はそのように思っておりますので、言ったことに対しては当てはまらないのではないかと、そのように一言つけ加えておきたいと思っております。

それでは、討論を行います。

私は、当初は賛成、反対というよりも、まず、NRS の説明だけでは余りよく実感がわかないということから、実際に現地視察や調査、並びに自分自身でいろいろ調べたこともございます。それを自分自身の判断材料とするため、皆様とともにこれまで行動をとってきたところでございます。

今、利根町は財源不足で、2 年後には予算が組めないと、こういわれております。このままでは利根町住民の 1 世帯当たり年間 10 万円ぐらいの負担増になるのではないかと、そのためには徹底したむだ遣いをなくすということがまず前提であって、特に特別職である町長や教育長、これは 3 月の議会の際に白旗議員も一般質問でされておりましたが、こういったところの給料の再度の大幅な減額、あるいは我々議員の定数削減とさらなる議員の報酬の減額、さらに、本年度役場の職員の 3 % カットされましたけれども、さら

なる職員の給料の減額などを徹底した人件費の削減を行うということが、まず前提であります。

午前中ですか、守谷議員のお話に出ておりましたけれども、守谷議員も当然何度もこの問題は取り上げていることで、私も、その辺は同感でございます。しかし、守谷議員の言っていることは、削減をまずすること、それだけで、それこそ年間の6億円以上の不足はとて補えないですよ。到底無理ですよ。

○5番（守谷貞明君） 半分ぐらい。

○6番（高橋一男君） 半分でしょう、そうすると、例えば3億円削減したとすると、そうすると歳入は3億円で間に合うのですよ。6億円要らないのですよ。3億円削減すれば3億円の歳入確保よりは済むことなの。ところが、守谷議員の議会報告の中では、どういふ数字を出したか知らないけれども、若泉議員が先ほど細かい数字を出しましたね。NRSからの5,000万円から7,000万円という数字、これが正しいと私は思っておりませんよ、しかし、それを最初から指定して、そんなことはうそだとか、そういうのはあてにならないとか言うよりも、守谷議員の言っていることは、3,600万円前後のお金では焼け石に水だということをおっしゃっていますよね。

〔発言する者あり〕

○6番（高橋一男君） そういうことをおっしゃっています。本当に焼け石に水なのか、それで3億円、4億円一遍に歳入を確保できるようなこと、それは一攫千金ではないの、一遍にとるとしたら。

毎年、毎年5億円、6億円が不足してくるのですから、一遍に3億円、5億円の歳入を確保する目的を達成しようとしたら、これは無理な話なのです。守谷議員と討論をやるつもりはないのですけれども、そういうことで、徹底して、我々も含めて削減を図ると。それと同時に歳入も図ればいいのですよ。同時にですからね、それを考えなければならないと、その一つとして場外馬券売り場や複合施設、あるいは町有財産の売却等々、あらゆる歳入確保を図った上で住民負担をできるだけ軽減できるような努力をしなければ、我々ならないということなのです。そうでしょう。

そのために、利根町の財政が破綻した場合に、これは必ず破綻しないように我々は避けなければならないのです、これは絶対に。その中で私は場外馬券場の誘致は利根町活性化のための一つの起爆剤であると、このように思っているわけでございます。

5月に配布されました集中改革プラン追加版、これによりますと、21年度は見直しとっておりますけれども、すべて値上げということで、住民負担が大幅に増になると。我々は住民負担を少しでも軽減するためには、今はまず先に歳入確保をすることを考えようとする、その中で旧利根中の跡地活用により一定の歳入確保が見込まれると。5,000万円から7,000万円といわれる数字が出ておりますけれども、これは若泉議員が事細かく話しておりましたので、この辺はカットさせていただきますけれども、そういう状況で歳入確保

が見込まれると。しかし、今回住民グループの中から2月に請願書が提出されましたが、この請願書の署名活動にまず問題があると。一部住民グループや反対派の議員などは、デメリットの部分のみを強調して、悪いイメージだけを植えつけ、住民に不安を与え署名活動をしてきたということですね。

町の財政を考えた上で場外馬券売り場誘致に反対するのであれば、歳入確保できるようなきちんとした対案を出しておくべきではないかと思っております。反対派の議員の中からは、対案は今はありませんと、はっきりと言っております。余りにもこのことは無責任であります。私から言わせれば。

また、反対派の一議員は、みずからの議会活動報告の中で虚偽の情報を記載して住民の公平、公正な判断を阻害し反対の署名活動を行ってきております。この問題は、一部の住民グループから利根町政治倫理審査会に審査請求が出されているところでございます。いずれ2カ月60日以内には結論が出されるのではないかと思っておりますけれども、この点について6月6日の定例会の冒頭に、ある議員の問責決議案が提出されまして賛成多数で可決されましたこと。議会人として住民の納得できる責任のとり方、この辺を求めたい、このように思っているところでございます。

このような署名活動をして提出された請願書は無効であり、当然私は認めるわけにはいかない。以上のことから、私は場外馬券売り場の誘致の中止・撤回を求める請願に対し、反対するものであります。

○議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を許します。

ございませんか。

次に、反対討論の発言を許します。

ありませんか。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、請願原案を採択することについて採決いたします。

それでは、請願第5号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願について、及び請願第6号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩佐康三君） ただいまの出席議員数は13名です。これは議長が入りませんので。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に白旗 修君、

守谷貞明君、高橋一男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔書記投票用紙を配付〕

○13番（若泉昌寿君） 議長、改めて発言します。

これから行う投票、要するに場外馬券売り場に関して賛成の方は……。

○議長（岩佐康三君） これから説明いたします。

今、ご発言ありましたように、どうしたらいいかというのはちょっとわからない方もいらっしゃると思いますので、再度申し上げます。

本請願を可とする諸君は、あくまでも請願ですよ、請願を可とする諸君は「賛成」と記載願います。否とする諸君は「反対」と記載願います。

なお、会議規則第84条の規定により、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐康三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔書記投票箱を改む〕

○議長（岩佐康三君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（吉浜昇一君） それでは、点呼をいたします。

〔吉浜事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

| | | | | |
|-----|---|---|-----|----|
| 1番 | 能 | 登 | 百合子 | 議員 |
| 2番 | 高 | 木 | 博文 | 議員 |
| 3番 | 西 | 村 | 重之 | 議員 |
| 4番 | 白 | 旗 | 修 | 議員 |
| 5番 | 守 | 谷 | 貞明 | 議員 |
| 6番 | 高 | 橋 | 一男 | 議員 |
| 7番 | 中 | 野 | 敬江司 | 議員 |
| 8番 | 佐 | 々 | 木喜章 | 議員 |
| 9番 | 今 | 井 | 利和 | 議員 |
| 10番 | 五 | 十 | 嵐辰雄 | 議員 |
| 11番 | 会 | 田 | 瑞穂 | 議員 |
| 12番 | 飯 | 田 | 勲 | 議員 |
| 13番 | 若 | 泉 | 昌寿 | 議員 |

以上です。

○議長（岩佐康三君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐康三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

白旗 修君、守谷貞明君、高橋一男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔白旗 修君、守谷貞明君、高橋一男君立ち会いの上開票〕

○議長（岩佐康三君） 暫時休憩します。

午後 3 時 5 2 分休憩

午後 3 時 5 4 分開議

○議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

賛 成 7票

反 対 6票

よって、請願第5号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願について、及び請願第6号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願は採択とすることに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩佐康三君） 日程第3、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りいたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（岩佐康三君） 日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元にお配り

いたしました所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

○町長（井原正光君） 平成20年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

14日土曜日発生いたしました岩手・宮城内陸地震では、とうとい人命が奪われ、今なお行方不明者の懸命な捜査が行われております。被災された方々に対しまして、心からご冥福とお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます次第でございます。

次に、国民健康保険制度につきまして申し上げます。

この4月から制度改正による国保税特別徴収——天引きでございますが——につきまして、4月支給分の年金においては、無事に特別徴収を終了したところでございます。その後、6月支給分の年金から特別徴収手続を進めておりましたが、その過程において、4月から運用を開始しております社会保険庁とのデータ交換の役目を果たすシステムにおきまして、ふぐあいが発生したことが判明いたしました。その結果、誤ったデータが社会保険庁に流れております。そのため、6月、8月分の年金において特別徴収ができない状態となりました。現在、システムの復旧も終了いたしておりますが、社会保険庁に特別徴収の依頼を再度行う必要があるため、特別徴収が正常化するのは今年の10月支給の年金からとなってまいります。現在、職員がふぐあいが発生した個人宅に伺い説明を申し上げているところでございます。何とぞご理解いただきますように、よろしくお祈りを申し上げます。

さて、6月6日から本日まで11日間にわたり行われました今期定例会も、ここに全日程を終了し閉会を迎えることができました。議員各位には、慎重なるご審議をいただきました結果、ご提案申し上げました案件すべて原案のとおり可決、並びにご同意をいただきました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

定例会期間中、審議の過程において議員の皆様方からいただきました貴重なご意見やご提言などにつきましては、今後の町政運営に反映させるべく鋭意努力してまいります。

引き続き、ご支援、ご協力をお願い申し上げ、定例会閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。11日間にわたる審議、本当にお疲れさまでございました。

○議長（岩佐康三君） 発言が終わりました。

○議長（岩佐康三君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成20年第2回利根町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

なお、次回定例会は9月4日木曜日の開会を予定しております。

大変ご苦労さまでした。

午後3時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 岩 佐 康 三

署 名 議 員 若 泉 昌 寿

署 名 議 員 能 登 百合子